



— 2026 —

ディスクロージャー

目 次

〔事業の概況・金庫の概況及び組織に関する事項〕

事業の概況	1
経営方針	1
事業の組織	2
理事・監事の氏名及び役職名	2
会計監査人の氏名又は名称	2
事務所の名称及び所在地	3
営業地域一覧	3
自動機器設置状況	3
会員数	3

〔金庫の主要な事業の内容〕

金庫の主要な事業の内容	4
-------------	---

〔金庫の主要な事業に関する事項〕

最近 5 年間の主要な経営指標の推移	5
資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支及び業務粗利益、業務粗利益率	5
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高並びに利息、利回り、資金利鞘	7
受取・支払利息の増減	7
総資産経常利益率及び総資産当期純利益率	8
流動性預金及び定期性預金等の平均残高	8
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	8
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	8
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	9
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	9
使途別の貸出金残高	9
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	10
預貸率の期末値及び期中平均値	10
信用金庫法施行規則第102条第 1 項第 5 号に掲げる取引（デリバティブ取引等）	11
商品有価証券の種類別平均残高	11
有価証券の種類別残高・平均残高	11
有価証券の時価情報	12
有価証券の種類別の残存期間別残高	13
預証率の期末値及び期中平均値	13
金銭の信託の時価情報	13

〔金庫の事業の運営に関する事項〕

リスク管理の体制	14～17
内部統制システム	18
法令遵守の体制	18
金融ADR制度への対応	18
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	19～22
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組の状況	23～25

〔金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〕

貸借対照表	26～34
損益計算書	35
剰余金処分計算書	36
会計監査人による監査	36
財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認	36
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	37
自己資本の充実状況	38～54
報酬体系について	55
ペイオフと当金庫の現状	56

〔その他〕

手数料一覧	57～59
当金庫の沿革・歩み	60～63
業務の案内	64～66
当金庫と地域社会	67～70
SDGs活動の取組みについて	71
ご利用者の満足度の向上にかかるアンケート調査結果について	72
総代会制度	73～74
この1年の主なできごと	75

本書に記載の金額等の単位未満は、全て切り捨てて表示してあります。

ごあいさつ

皆様には、平素より石動信用金庫をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。
本年も当金庫の経営内容をご理解いただくために、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

2025年度のわが国の経済は、緩やかな回復基調が続いており、政府の経済対策の効果もあって更なる成長が期待されます。一方、地政学的なリスクや関税政策・貿易問題の動向など、世界的な政治・経済情勢は極めて不確実性が高く、我が国経済に大きな影響を与えています。また、人手不足や原材料価格の高騰など、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあるとともに、物価の上昇の継続が消費マインドを下押しし、個人消費は所得の伸び等に比べて力強さを欠いています。

こうした状況の中、当金庫は地域密着型のコンサルティング営業を推進、本業支援及び経営課題の解決、個人のお客様に向けて、利便性の高いサービスの提供などに努めてまいりました。また、小矢部市の「定住促進対策事業」に連携して、各種定住者支援ローンによる金融サービス及び施策に対するサポートを行ってまいりました。

迎えます2026年度は、日本経済を取り巻く環境は不確実性が増していますが、当金庫は、経営基盤の更なる強化に向けては、デジタル化の進展に即した金融サービスの提供と業務効率化の推進、近年より脅威が高まっている金融犯罪やサイバーリスクへの対策や大規模災害対策強化、コンプライアンス態勢の再徹底など、経営管理・リスク管理の強化に絶えず取り組んでいく事が不可欠です。

信用金庫の存立の原点を確り認識し、地域の中小企業の健全な発展と、地域住民の豊かな生活実現のため、会員組織の地域金融機関としての公共的使命に徹し、新たな環境に対応する業務運営を進め、役職員一致協力して強固な経営基盤確立と健全経営に努め、皆様方のご期待にお応えする所存であります。

2026年 7 月

石動信用金庫

理事長

廣 岡 隆

〔事業の概況・金庫の概況及び組織に関する事項〕

事業の概況

預金は期中133百万円減少し、期末残高は57,257百万円となりました。一方、貸出残高は559百万円増加し、期末残高は28,309百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は851百万円を計上、前期比150百万円の減収となりました。減収の主な要因は臨時収益(貸倒引当金の戻し入益)の減少によるものです。一方、経常費用は817百万円を計上、昨年度は有価証券の減損、売却損が増加しましたが、今期は減少しており、前期比617百万円の費用減となりました。

その結果、税引き後の当期純利益は27百万円となりました。

経営方針

◎ 基本方針

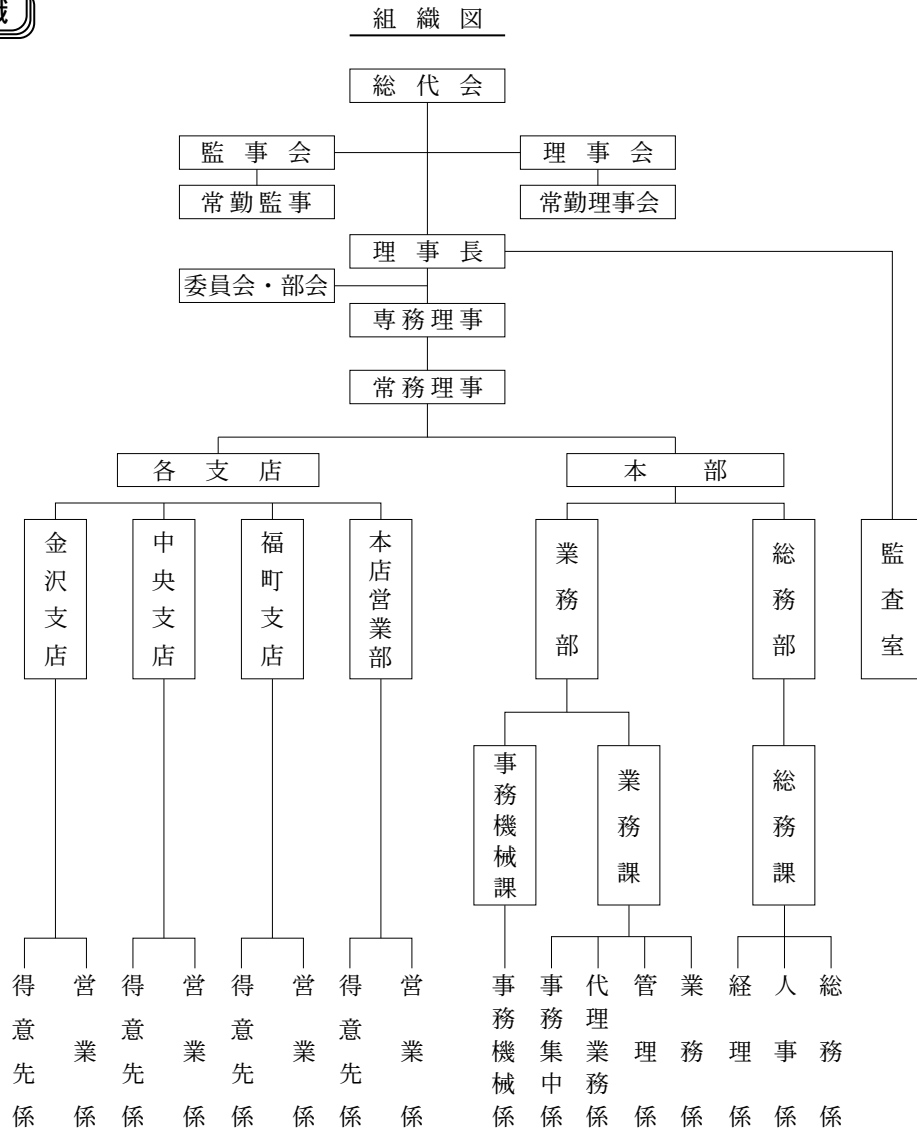
- (1) 金融機関の公共性に鑑み、健全経営を堅持する。
- (2) 地域社会の繁栄と、お客様の利益及び満足の為に心から奉仕する。
- (3) 誠実と努力に報いるため、すべての職員に対して幸福に豊かな生活を享受せしめることに努める。

◎ 経営方針

- (1) 地域密着型のコンサルティング営業の推進
- (2) 働きやすい職場づくり
- (3) プロフェッショナルな人材の育成

以上の方針を着実に進めることにより、地域の皆様から一層信頼される信用金庫になることを目指します。

事業の組織



理事・監事の氏名及び役職名

(2026年7月1日現在)

◎ 常勤役員

理事長(代表理事)	広岡隆	
専務理事(代表理事)	西永正	業務部長委嘱
常務理事	岡田正之	総務部長委嘱
常勤理事	上田雅之	本店営業部長委嘱
常勤監事	澤田健一	

◎ 非常勤役員

理事	渋谷武	(※1)
理事	杉澤弘司	(※1)
理事	山本裕二	(※1)
監事(員外)	谷行生	(※2)
監事	屋敷吉信	

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です

※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です

会計監査人の氏名又は名称

◎ 河村公認会計士事務所 公認会計士 河村 拓栄 氏 (2026年7月1日現在)

事務所の名称及び所在地

(2026年3月末現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号
本 部	小矢部市石動町13番13号	0766-67-1022
本店営業部	小矢部市石動町13番13号	0766-67-1020
福 町 支 店	小矢部市西福町9番7号	0766-67-0521
中 央 支 店	小矢部市中央町4番25号	0766-67-3111
金 沢 支 店	金沢市浅野本町1丁目15番25号	076-251-2135

営業地域一覧

(2026年6月末現在)

富 山 県			石 川 県		
市 郡 名	町 村 名	備 考	市 郡 名	町 村 名	備 考
富山県全域			金 沢 市		
			河 北 郡	津 幡 町	
			"	内 灘 町	
			野 々 市 市		
			白 山 市	旧美川町・河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村を除く	

自動機器設置状況

(2026年6月末現在)

店 舗 名	店 舗 内	店 舗 外	設 置 年 月	備 考
	A T M	A T M		
本店営業部	2台		1983年07月	2023/11新機種
"		1台	1992年09月	ピアゴ小矢部店内 2023/12新機種
福 町 支 店	1台		1984年03月	2019/09新機種
中 央 支 店	1台		1983年11月	2019/09新機種
金 沢 支 店	1台		1984年11月	2019/09新機種
合 計	6台			

* A T M …… 現金自動預入支払機

会員数

区 分	2024年度	2025年度
個 人	3,172名	3,148名
法 人	406名	410名
合 計	3,578名	3,558名

※出資一口の金額 50円

※会員の出資の最低限度額 5,000円

〔金庫の主要な事業の内容〕

金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
日本銀行
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人労働者健康安全機構
一般社団法人しんきん保証基金
一般社団法人全国石油協会
公益社団法人全国市街地再開発協会
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 次に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（15）において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことができる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込みの受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (3) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (4) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務

〔金庫の主要な事業に関する事項〕

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

科 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	763,509	810,676	813,590	1,001,718	851,717
経 常 利 益	△351,836	110,444	111,914	△433,689	34,045
当 期 純 利 益	△357,575	101,238	89,718	△438,520	27,716
出 資 総 額	156,387	156,382	156,280	156,590	156,555
出 資 総 口 数	3,127千口	3,127千口	3,125千口	3,131千口	3,131千口
純 資 産 額	5,265,187	4,258,221	3,949,885	2,994,057	1,802,773
総 資 産 額	63,937,059	62,539,189	62,613,575	61,767,044	60,440,413
預 金 積 金 残 高	57,246,917	56,912,314	57,302,943	57,391,415	57,257,989
貸 出 金 残 高	27,511,836	27,894,166	28,187,112	27,749,989	28,309,266
有 価 証 券 残 高	26,483,551	24,762,338	24,597,303	23,012,478	21,460,190
単 体 自 己 資 本 比 率	16.67%	16.69%	16.86%	15.75%	16.19%
出 資 対 する 配 当 金 (出 資 1 口 当 た り)	1.5円	1.5円	1.5円	2.0円	1.5円
役 員 数	11人	11人	10人	10人	10人
うち 常 勤 役 員 数	5人	5人	5人	5人	5人
職 員 数	42人	42人	44人	43人	42人
会 員 数	3,723人	3,674人	3,609人	3,578人	3,558人

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支及び業務粗利益、業務粗利益率

業務粗利益

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
資 金 運 用 収 支	637,208	640,457
資金運用収益	683,105	759,470
資金調達費用	45,897	119,012
役 務 取 引 等 収 支	△2,775	222
役務取引等収益	37,226	37,557
役務取引等費用	40,001	37,334
そ の 他 の 業 務 収 支	△663,144	9,380
その他業務収益	57,015	24,971
その他業務費用	720,159	15,591
業 務 粗 利 益	△28,711	650,060
業 務 粗 利 益 率	△0.04%	1.02%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示する事としておりますが、2024年度、2025年度とも単位未満のため記載を省略いたします。

$$2. \quad \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

業務純益

	2024年度	2025年度
業 務 純 益	△ 645,717	6,774
実 質 業 務 純 益	△ 645,717	27,716
コ ア 業 務 純 益	25,015	29,904
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	25,015	20,984

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高並びに利息、利回り、資金利鞘

資金運用収支の内訳

(単位：平均残高百万円、利息千円)

科 目	年 度	平 均 残 高	利 息	利 回 り	
資 金 運 用 勘 定	2024年度	64,155	683,105	1.06%	
	2025年度	63,385	759,470	1.19%	
	う ち 貸 出 金	2024年度	27,761	380,293	1.36%
		2025年度	28,110	418,024	1.48%
	うち金融機関貸付等	2024年度	145	2,301	1.58%
		2025年度	500	7,999	1.60%
	う ち 預 け 金	2024年度	9,649	31,680	0.32%
		2025年度	9,453	43,130	0.45%
	う ち 有 価 証 券	2024年度	26,151	263,436	1.00%
		2025年度	25,252	289,577	1.14%
資 金 調 達 勘 定	2024年度	58,589	45,897	0.07%	
	2025年度	58,443	119,012	0.20%	
	う ち 預 金 積 金	2024年度	57,650	43,580	0.07%
		2025年度	57,553	116,792	0.20%
	う ち 借 用 金	2024年度	877	1,646	0.18%
		2025年度	840	1,701	0.20%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年度2百万円、2025年度36百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2024年度0百万円、2025年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

利 鞘

科 目	2024年度	2025年度
資 金 運 用 利 回	1.06	1.19
資 金 調 達 原 価 率	1.13	1.26
総 資 金 利 鞘	△0.07	△0.07

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△2,066	20,594	18,528	△8,284	84,648	76,364
う ち 貸 出 金	△2,929	16,597	13,668	4,705	33,026	37,731
うち金融機関貸付等	△263	521	258	5,669	29	5,698
う ち 預 け 金	1,162	3,074	4,236	△603	12,052	11,449
う ち 有 価 証 券	2,772	△1,991	781	△8,508	34,648	26,140
支 払 利 息	7	26,629	26,636	△98	73,213	73,115
う ち 預 金 積 金	15	26,431	26,446	△66	73,278	73,212
う ち 借 用 金	△146	0	△146	△34	89	55

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、按分しております。

総資産経常利益率及び総資産当期純利益率

項 目	2024年度	2025年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△ 0.6 7 %	0.0 5 %
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△ 0.6 8 %	0.0 4 %

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

流動性預金及び定期性預金等の平均残高

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
流 動 性 預 金	2 0, 9 6 6	2 1, 1 7 8
うち 有 利 息 預 金	1 8, 7 3 0	1 8, 9 9 0
定 期 性 預 金	3 6, 6 8 3	3 6, 3 7 5
うち 固 定 金 利 定 期 預 金	2 2, 3 5 0	2 3, 0 8 2
うち 変 動 金 利 定 期 預 金	1 4, 3 3 3	1 3, 2 9 3
そ の 他	—	—
合 計	5 7, 6 5 0	5 7, 5 5 3

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
定 期 預 金	3 4, 2 4 0	3 3, 8 4 6
固 定 金 利 定 期 預 金	2 0, 4 2 4	2 1, 1 2 2
変 動 金 利 定 期 預 金	1 3, 8 1 6	1 2, 7 2 4
そ の 他	—	—

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
手 形 貸 付	2, 3 1 5	2, 2 6 7
証 書 貸 付	2 2, 3 6 7	2 2, 5 9 0
当 座 貸 越	3, 0 2 2	3, 2 0 6
割 引 手 形	5 5	4 6
合 計	2 7, 7 6 1	2 8, 1 1 0

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

科 目		2024年度	2025年度
貸 出 金		27,749	28,309
	固 定 金 利	22,454	23,351
	変 動 金 利	5,295	4,958

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
当 金 庫 預 金 積 金	102	91
有 価 証 券	—	—
動 産	49	41
不 動 産	8,745	8,499
そ の 他	—	—
計	8,897	8,633
信用保証協会・信用保険	5,192	5,393
保 証	6,191	6,169
信 用	7,468	8,113
合 計	27,749	28,309

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
計	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	9	5
信 用	119	140
合 計	128	146

使途別の貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	10,362	37.34%	10,138	35.81%
運 転 資 金	17,387	62.66%	18,170	64.18%
合 計	27,749	100.00%	28,309	100.00%

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位:先、百万円、%)

業 種 区 分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	41	1,873	6.74	41	1,994	7.04
農 業 、 林 業	8	223	0.80	6	115	0.40
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	57	0.20	2	62	0.21
建 設 業	66	1,258	4.53	69	1,203	4.24
電気、ガス、熱供給、水道業	5	497	1.79	5	473	1.67
情 報 通 信 業	3	99	0.35	2	84	0.29
運 輸 業 、 郵 便 業	5	508	1.83	6	564	1.99
卸 売 業 、 小 売 業	52	1,807	6.51	48	2,292	8.09
金 融 業 、 保 険 業	6	643	2.31	6	632	2.23
不 動 産 業	91	7,685	27.69	89	7,799	27.54
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	5	0.01	2	5	0.01
宿 泊 業	2	87	0.31	1	73	0.25
飲 食 業	27	209	0.75	25	292	1.03
生活関連サービス業、娯楽業	26	425	1.53	26	251	0.88
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	22	1,511	5.44	22	1,472	5.19
そ の 他 の サ ー ビ ス	36	1,347	4.85	40	1,693	5.98
小 計	393	18,242	65.73	390	19,011	67.15
国・地方公共団体等	2	2,305	8.30	2	2,114	7.46
個 人	1,260	7,202	25.95	1,321	7,183	25.37
合 計	1,655	27,749	100.00	1,713	28,309	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:百万円)

項 目		2024年度	2025年度
貸 出 金 (A)		27,749	28,309
預 金 (B)		57,391	57,257
預 貸 率	(A/B)	48.35%	49.44%
	期中平均	48.15%	48.84%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

(デリバティブ取引等)

該当ありません。

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別残高・平均残高

(単位:百万円)

区 分		2024年度		2025年度	
		期 末 残 高	平 均 残 高	期 末 残 高	平 均 残 高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,156	1,937	1,979	2,487
	合 計	2,156	1,937	1,979	2,487
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,491	1,675	1,296	1,561
	合 計	1,491	1,675	1,296	1,561
政府保証債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	117	142	188	213
	合 計	117	142	188	213
公社公団債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	855	928	472	738
	合 計	855	928	472	738
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	196	200	195	199
	合 計	196	200	195	199
事 業 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	12,525	13,363	12,643	14,195
	合 計	12,525	13,363	12,643	14,195
株 式	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	171	141	52	63
	合 計	171	141	52	63
外 国 証 券	満期保有目的	300	300	300	300
	その他の目的	3,965	4,511	3,340	4,213
	合 計	4,265	4,811	3,640	4,513
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,231	2,957	990	1,279
	合 計	1,231	2,957	990	1,279
合 計	満期保有目的	300	300	300	300
	その他の目的	22,712	25,858	21,160	24,952
	合 計	23,012	26,158	21,460	25,252

有価証券の時価情報

(1) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	区 分	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外 国 証 券	300	235	△64	300	218	△81
	小 計	300	235	△64	300	218	△81
合 計		300	235	△64	300	218	△81

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

(単位:百万円)

	区 分	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	102	81	20	49	37	12
	債 券	896	880	16	275	264	11
	国 債	103	100	3	—	—	—
	地 方 債	89	89	0	—	—	—
	社 債	703	690	12	275	264	11
	外 国 証 券	350	350	0	—	—	—
	その他の証券	397	368	28	333	304	29
	小 計	1,747	1,680	66	659	605	53
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	66	75	△8	—	—	—
	債 券	16,446	18,033	△1,586	16,501	19,084	△2,583
	国 債	2,052	2,319	△267	1,979	2,519	△539
	地 方 債	1,402	1,526	△124	1,296	1,503	△206
	社 債	12,991	14,187	△1,195	13,224	15,060	△1,836
	外 国 証 券	3,614	4,090	△475	3,340	4,040	△699
	その他の証券	834	1,033	△199	656	843	△186
	小 計	20,963	23,233	△2,270	20,498	23,968	△3,469
合 計		22,710	24,913	△2,203	21,157	24,574	△3,416

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他の証券」は、投資信託、信金中金優先出資です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

有価証券の種類別の残存期間別残高

2024年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	103	219	1,833	－	2,156
地 方 債	－	32	557	50	247	604	－	1,491
社 債	548	1,090	2,048	1,642	2,471	5,894	－	13,695
株 式	－	－	－	－	－	－	171	171
外 国 証 券	199	497	588	375	192	2,410	－	4,265
その他の証券	－	－	－	－	－	－	1,231	1,231
計	748	1,621	3,194	2,171	3,129	10,742	1,403	23,012

2025年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	206	1,773	－	1,979
地 方 債	－	65	483	91	140	515	－	1,296
社 債	344	1,064	1,627	1,223	3,455	5,784	－	13,500
株 式	－	－	－	－	－	－	52	52
外 国 証 券	298	688	94	270	188	2,099	－	3,640
その他の証券	－	－	－	－	－	－	990	990
計	643	1,818	2,205	1,585	3,991	10,172	1,042	21,460

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
有 価 証 券 (A)	2 3 , 0 1 2	2 1 , 4 6 0
預 金 (B)	5 7 , 3 9 1	5 7 , 2 5 7
預 証 率 (A/B)	4 0 . 0 9 %	3 7 . 4 7 %
期中平均	4 5 . 3 6 %	4 3 . 8 7 %

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

金銭の信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

2024年度			2025年度		
取 得 原 価	貸借対 照表計 上 額	当期の損益に含まれた 評価差額	取 得 原 価	貸借対 照表計 上 額	当期の損益に含まれた 評価差額
－	－	－	－	－	－

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

〔金庫の事業の運営に関する事項〕

リスク管理の体制

金融の自由化、国際化、証券化の進展にともない、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しています。こうした状況下、今後とも継続して地域貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の基本方針と各種リスクの管理方針を以下のとおり制定してリスクの管理体制の強化に努めています。

また、金融庁検査・日銀考査の実施も定期的に行われています。

リスク管理の基本方針

1 リスク管理の基本的考え方

金融の自由化・国際化の進展等、経営におけるリスク管理の重要性が高まっている。こうした中で全ての役職員は、リスク管理の重要性を認識して、その業務の執行に当たらなければならない。そのため、本基本方針のほかリスク管理に係る諸方針及び諸規定等を遵守し、リスク管理体制の整備に取り組むものとする。

2 有効なリスク管理体制の構築

当金庫は、保有する全てのリスクについて、それぞれの特性に応じ機動的・効果的に管理し得る体制を構築する。

(1) 総合リスクの管理

当金庫の各業務において発生するリスクに対し、当金庫の意思決定に必要な情報は「常勤理事会」で集約・検討し、経営に関わる重要事項については、「常勤理事会」での検討結果を基に「理事会」において審議・決定する。

(2) 部門別リスクの管理

コントロールすべきリスク毎に統括部署及び責任部署を次のとおり定める。

	統括部署	責任部署
信用リスク	業務部	各営業店・業務部
市場リスク	総務部	総務部・業務部
流動性リスク	総務部	総務部・業務部・各営業店
事務リスク	業務部	各部店・業務部
システムリスク	業務部	業務部

3 リスク管理状況の監査・検証

監査室は、本基本方針に基づいたリスク管理が有効に機能しているかを監査しリスク管理体制及び管理手法の有効性について検証する。

信用リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、信用リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 信用リスクの定義

この管理方針において、信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して当金庫が損害を被るリスクをいう。

3 信用リスク管理体制

(1) 基本的な考え方

信用リスクを的確に把握し、厳正に管理するため、リスク統括部署である業務部およびリスク管理部署である各営業店から資産査定部署を明確に分離し監査室がこれに当たる。

(2) 営業店の役割

営業店は、与信先の債務者区分に応じそのリスクを管理する。

(3) 業務部の役割

業務部は、各営業店のリスクを統括する。

(4) 監査室の役割

監査室は、資産について最終の自己査定を行うことにより、当金庫における資産管理の適切性について検証するとともに債務者区分及び資産の分類額を決定し、償却額または引当額を検討する。

(5) 常勤理事会の役割

常勤理事会は、資産の償却額または引当額を審議する。

(6) 理事会の役割

理事会は、資産の償却額または引当額を決定する。

4 信用リスクの管理方法

信用リスクの具体的な管理方法は、「貸付事務取扱規程」、「資産査定基準」、「償却・引当基準」等、別に定める諸規定によるものとする。

市場リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、市場リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 市場リスクの定義

この管理方針において、市場リスクとは、金利、有価証券の価格等市場リスクファクターの変動により、資産・負債の価値が変動して当金庫が損害を被るリスクを言う。

具体的には、金利リスク、価格変動リスクが含まれる。

3 市場リスク管理体制

(1) 基本的な考え方

リスク管理部署は、総務部・業務部とし、市場リスクを的確に把握し管理に反映させるためのシミュレーション部署として、ALM部会がこれに当たる。

(2) 総務部の役割

総務部は、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクを管理する。

(3) 業務部の役割

業務部は、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを管理する。

(4) ALM部会の役割

ア ALM部会は、事業計画の部会運営要項により本部役職員（理事長の指名）で構成する。

イ ALM部会は、リスク管理部署において把握された市場リスクをシミュレーションで分析を行い、収支の減少リスクを把握するとともに、収益の管理について検討する。

(5) 常勤理事会の役割

収益の管理について、常勤理事会で審議し、理事長が方針を決定する。

4 市場リスクの管理方法

市場リスクの具体的な管理方法は、毎月のシミュレーション、有価証券運用基準、有価証券評価損益状況表、保有株式一覧表、証券会社の投資情報システム、リスクキャピタル許容量の試算等、別に定める諸規定によるものとする。

流動性リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、流動性リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 流動性リスクの定義

この管理方針において、流動性リスクとは、当金庫の財務状況の悪化、顧客の信用不安を招く風評等により、一時的な資金ショートあるいは必要な資金が確保できず資金繰りに支障をきたす場合または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスクと、市場の混乱等により、市場において取引が成立しない場合または通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる場合に損失を被るリスクをいう。

具体的には、資金繰りリスク、市場流動性リスク、風評リスクが含まれる。

3 流動性リスクの管理体制

(1) 基本的な考え方

平常時、資金の一時的なショートが想定されるような懸念時、当金庫の財務状況の悪化等により必要な資金が確保できない場合や、市場の混乱等により市場において取引が成立しない場合等の危機時に対応した機動的な管理に留意するとともに厚目の支払い準備資産を常時保有することに努める。

(2) 各営業店の役割

営業店は、日々の預金の増減状況や預金者の動向に常に注意を払うとともに金庫に対する風評等を聞き及んだ時は、直ちに業務部に報告する。

(3) 業務部の役割

業務部は、金庫に対する風評、顧客の動向等により流動性危機発生が懸念される場合や営業店から報告を受けた場合は、直ちに理事長に報告する。

(4) 総務部の役割

懸念時、危機時においては、対応について検討するとともに理事長に報告する。

(5) 常勤理事会の役割

常勤理事会は、懸念時、危機時の対応を審議し、理事長が方針を決定する。

4 流動性リスクの管理方法

流動性リスクの具体的な管理方法は、資金運用状況表（兼）運用方針検討表で管理する。なお、懸念時、危機時における取扱は、緊急時の資金手当等対応マニュアルによるものとする。

事務リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、事務リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 事務リスクの定義

この管理方針において、事務リスクとは、役職員が正確・迅速な事務処理を怠り、または事故を起こしもしくは不正を働くこと等により当金庫が損失を被るリスクをいう。

3 事務リスク管理体制

(1) 基本的な考え方

すべての役職員は、事務リスクの管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、本管理方針及び諸規定等を遵守し行動する。

リスク統括部署である業務部及びリスク管理部署である各部店から監査部署の独立性を確保し、監査室が事務処理状況について実効性ある監査を行う。

(2) 各部店の役割

各部店は、日常業務における適切な事務処理及び所属職員の事務処理水準の向上に努めるとともに、事務処理状況について実効性ある店内検査を行うなど、事務リスクの極小化に努める。

また、事務処理において事故・不正等が発生した場合は、可及的速やかにその対応を図るとともに、直ちにその状況をコンプライアンス担当部門長を経由して理事長へ報告する。

(3) 業務部の役割

業務部は、各部店の事務リスクを統括するとともに、職員に対し事務処理に関する基本的事項等の周知徹底を図り、事務水準の向上に努める。

また、監査室の監査結果に基づき必要に応じ教育訓練（OJT）や臨店指導を行い事務リスクの軽減に努める。

(4) 監査室の役割

各部店における事務処理状況を実地に把握し、事務処理状況について実効性ある監査を行うとともに、監査結果については理事長に報告する。

また、監査結果については業務部及びコンプライアンス担当部門に回付する。

4 事務リスクの管理方法

事務リスクの具体的な管理方法は、預金・貸付事務取扱規程、店内検査規程、コンプライアンス・チェックリスト等、別に定める諸規定によるものとする。

システムリスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、システムリスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 システムリスクの定義

この管理方針において、システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備等に伴い被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより被るリスクをいう。

3 システムリスク管理体制

(1) 基本的な考え方

すべての役職員は、システムリスク管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、本管理方針及び諸規定等を遵守し行動する。

リスク管理部署である業務部事務機械課は、一般社団法人しんきん共同センターとの連携の上システムリスクを適切に管理する。

(2) 業務部事務機械課の役割

業務部事務機械課は、システムの適切な利用・管理及び役職員のシステムに関する能力水準の向上に努めるとともに、事故、不正等の防止などの安全対策及びシステムリスクの極小化に努めるものとする。

また、事故、不正等が発生した場合は、可及的速やかにその対応を図るとともに直ちにその状況を理事長へ報告する。

4 システムリスク管理方法

システムリスクの具体的な管理方法は、「オンラインシステム障害時の事務取扱要領」、「コンピュータシステム障害に係るコンティンジェンシープラン」、「防犯災害緊急時対策要領」等、別に定める諸規定によるものとする。

内部統制システム

金融機関業務の健全性・適切性を確保するための体制整備の基本方針として「内部管理基本方針」を制定し、業務の有効性および効率性、法令遵守等を目的とした内部統制システムの確立と強化に努めております。

制定内容の概要は次のとおりです。

1. 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事等からの独立性に関する事項及び指示の実効性の確保に関する事項
8. 理事及び職員が監事に報告をするための体制
9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

法令遵守の体制

信用金庫は、相互扶助に基づく会員制の協同組織金融機関としての特性から、いわゆる総会屋等との不正な関係を生じることが考えられませんが、職員の些細なトラブルや小さな事故でもそれが信用金庫の大きな信用失墜につながることに भी なります。日常の業務の中からこうしたトラブルや不祥事をなくすために、過去の不祥事がどうして生じたのか、またこれから先、そうした事態を防止するためにはどうあるべきか自らの課題として厳しく問い直す必要があります。

そのために、改めて信用金庫の社会的使命とは何かという信用金庫経営の原点に立つこと

- ・私たちは、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
- ・私たちは、創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会発展に貢献します。
- ・私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。
- ・私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
- ・私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は3ページ参照）または業務部（電話：0766-67-1022）にお申し出ください。

2. 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、福井弁護士会（0776-23-5255）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る対応

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つと位置付け、総務部を統括部署、総務部長を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施します。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（２００３年５月３０日法律第５７号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（２０１３年５月３１日法律第２７号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

１．個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

（１）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ

＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等

（２）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号

＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

２．個人情報等の取得・利用について

（１）個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

- ・お客さまの個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

（２）個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場合に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務

- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用、第三者提供いたしません。

B. 特定個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払いに関する法定書類の作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑨ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑩ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑪ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑫ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

（3）ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- （1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- （2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- （3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- （4）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- （5）個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- （6）アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

○リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

○クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫業務部までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

石動信用金庫 業務部

住 所：富山県小矢部市石動町13-13

電話番号：0766-67-1022

F A X：0766-67-1023

Eメール：s1413000@facetoface.ne.jp

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組について

- ・ 地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。
- ・ 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 本取組み方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の制定
- (2) お客様の経営相談、経営改善支援に資するための「取引先の経営改善計画に関する取扱要領」の制定
- (3) 相談窓口を全営業店の融資窓口とし、業務部を統括部署とする態勢整備を実施
- (4) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、外部派遣研修、通信研修、しんきんeラーニングシステム、庫内研修会等の実施
- (5) 複数の金融機関から借入を行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じた時は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、連携を図りながら地域金融の円滑化を実施

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開拓の支援

信金中央金庫が提供する信用金庫業界独自の創業支援プラットフォーム「しんきん創業の扉」を活用して、創業希望者との接点強化を図りながら、外部専門機関等と連携した実効性の高い支援を行っています。また、令和4年7月より富山県よろず支援拠点と連携して奇数月で開催している「よろず経営相談会」においても、創業に係る相談を受け付け課題等に対してアドバイスを行っています。

(2) 成長段階における支援

- ① 当金庫独自の商品「創業・事業継続応援資金」により、不動産担保や第三者保証に依存しない融資による支援を実施しています。
- ② 販路拡大支援では、信金中央金庫が提供するビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」やしんきん地域創生ネットワーク株式会社による「無料コンサルティング」など業界ネットワークを活用して機会の提供と支援を行いました。人材不足の課題に対しては、パーソルホールディングス株式会社との業務提携によりソリューションを提供し、令和5年11月には中小企業の脱炭素化支援の施策として、e-dash株式会社と業務提携して事業者のCO²削減など環境への取組み支援を行っています。
- ③ 事業承継に関しては、各種団体が主催する「支援者会議」に対して定期的に参加したほか、信金キャピタル株式会社の方を講師に迎えた勉強会を実施し役職員の資質向上に取り組めました。また、令和7年9月には株式会社日本M&Aセンターと業務提携を締結し今後、さらに事業承継支援に取り組んでまいります。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ① 当金庫融資取引先で、当金庫が経営改善の必要を認め、経営者自らが経営改善を望まれる先については営業店と業務部が連携を図りながら、経営改善計画の策定を通じて、企業と金庫が協力して経営改善を進めています。
- ② 当金庫は、物価高騰など新たな資金需要や能登半島地震の影響を受けた事業先に対して、業況等に関するヒアリングを定期的の実施してまいりました。これにより資金繰り、経営改善、販路拡大など課題を迅速に把握し、営業店と本部が会議体を通じて情報を共有し課題解決に取り組めました。また、政府や自治体が展開する様々な施策活用を提案し、外部専門家や関係機関と連携しながら、資金繰り支援や事業再生・新事業立上げ支援などを行うほか、条件変更等にも積極的に対応し、事業者寄り添った伴走型支援に取り組んでいます。
- ③ 当金庫は、中小企業経営力強化支援法の認定支援機関として積極的に取り組んでまいります。

4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討する等、適切な対応に努めています。

なお、2025年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は151件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は39.22%、保証契約を解除した件数は3件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）はありませんでした。

経営者保証に関する取組方針

令和5年7月3日
石動信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

5. 地域活性化に関する取組状況

- ① 地域経済の活性化を目的とした商工会等地域各種団体と連携し、各種事業活動に積極的に参画しています。
- ② 小矢部市の「定住促進対策事業」に連携して各種金利優遇ローンを発売し、金融面のサポートを実施しています。
- ③ 各種団体及び取引先の写真・絵画等を営業店のロビーで展示してご好評をいただいています。
- ④ 暴力追放富山県大会に出席し、反社会的勢力の排除に努めています。
- ⑤ 寄贈した小矢部市スポーツ振興基金により各種スポーツ教室が開催され、また少年野球大会の開催などによりスポーツ振興を支援しております。
- ⑥ これまでに機会をとらえて、スポーツ振興基金への積み増し寄贈、城山公園整備に係る寄贈、社会福祉法人、日本赤十字社、(公財)富山県暴力追放運動推進センター等に寄付しております。

6. 「金融仲介機能のベンチマーク」に関する取組状況

基準日：2026年3月31日

金融仲介機能	ベンチマーク (評価基準項目)		自 己 点 検 ・ 評 価 価							
(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化	1	金融機関がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数(先数はグループベース。以下断りがなければ同じ)、及び、同先に対する融資額の推移	(単位：社、億円)	2026/3			2025/3			
			メイン先数	237			279			
			メイン先の融資残高	95			102			
			経営指標等が改善した先数	60			58			
			(単位：億円)	2026/3	2025/3		2024/3			
		経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	40	31		24				
(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	2	金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	(単位：社)	条件変更総数			好調先	順調先	不調先	
			中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	19			0	12	7	
	3	金融機関が関与した創業、第二創業の件数	金融機関が関与した創業件数 (単位：件)	1						
			金融機関が関与した第二創業件数 (単位：件)	0						
	4	ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額	(単位：社、億円)	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	
			ライフステージ別の与信先数	468	24	46	361	19	18	
			ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	192	7	33	138	9	4	
	(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換	5	金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)	(単位：社、億円、%)	先数			融資残高		
				事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	18			65		
				上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	3.8%			33.9%		

〔金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する事項〕

貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2024年度	2025年度	科 目	2024年度	2025年度
現 金	355,836	270,052	預 金 積 金	57,391,415	57,257,989
預 け 金	9,827,494	9,422,872	当 座 預 金	1,310,828	1,407,848
買 入 金 銭 債 権	248,995	225,907	普 通 預 金	19,232,588	19,408,530
金 銭 の 信 託	10	10	貯 蓄 預 金	7,998	9,490
有 価 証 券	23,012,478	21,460,190	通 知 預 金	28,750	65,090
国 債	2,156,342	1,979,885	定 期 預 金	34,240,008	33,846,678
地 方 債	1,491,840	1,296,983	定 期 積 金	2,310,274	2,231,656
社 債	13,695,259	13,500,071	そ の 他 の 預 金	260,966	288,695
株 式	171,335	52,292	借 用 金	845,000	775,000
そ の 他 の 証 券	5,497,701	4,630,958	借 入 金	845,000	775,000
貸 出 金	27,749,989	28,309,266	そ の 他 負 債	148,540	209,105
割 引 手 形	49,978	51,047	未 決 済 為 替 借	25,371	17,074
手 形 貸 付	2,298,421	2,159,664	未 払 費 用	40,082	81,807
証 書 貸 付	22,483,945	22,566,534	給 付 補 填 備 金	446	1,030
当 座 貸 越	2,917,644	3,532,019	未 払 法 人 税 等	5,248	6,130
そ の 他 資 産	477,543	485,303	前 受 収 益	7,596	7,687
未 決 済 為 替 貸	10,221	4,314	払 戻 未 済 金	－	50
信 金 中 金 出 資 金	332,100	332,100	職 員 預 り 金	35,332	31,611
未 収 収 益	71,107	81,080	リ ー ス 債 務	21,601	13,052
そ の 他 の 資 産	64,114	67,807	そ の 他 の 負 債	12,861	13,488
有 形 固 定 資 産	834,858	949,542	賞 与 引 当 金	22,666	22,889
建 物	603,550	598,228	退 職 給 付 引 当 金	192,319	178,065
土 地	157,293	157,293	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43,088	48,147
リ ー ス 資 産	21,280	12,770	偶 発 損 失 引 当 金	1,020	397
建 設 仮 勘 定	－	142,831	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	0	－
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	52,734	38,418	繰 延 税 金 負 債	－	－
無 形 固 定 資 産	5,312	3,911	債 務 保 証	128,936	146,044
ソ フ ト ウ ェ ア	2,362	1,022	負 債 の 部 合 計	58,772,986	58,637,640
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,949	2,889	出 資 金	156,590	156,555
繰 延 税 金 資 産	8,113	2,409	普 通 出 資 金	156,590	156,555
債 務 保 証 見 返	128,936	146,044	利 益 剰 余 金	5,041,048	5,062,512
貸 倒 引 当 金	△ 882,524	△ 835,096	利 益 準 備 金	156,280	156,590
(うち個別貸倒引当金)	(△ 828,248)	(△ 759,878)	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,884,767	4,905,921
			特 別 積 立 金	5,270,000	4,830,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 385,232	75,921
			会 員 勘 定 合 計	5,197,639	5,219,067
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,203,581	△ 3,416,294
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,203,581	△ 3,416,294
			純 資 産 の 部 合 計	2,994,057	1,802,773
資 産 の 部 合 計	61,767,044	60,440,413	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	61,767,044	60,440,413

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～39年

その他 3年～20年

4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が自己査定を実施し、監査室で検証を行い、その査定結果により上記の計上を行っております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額 1,796,855 百万円

年金財政計算上の数理債務の額

と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746 百万円

差引額 △ 31,890 百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在)

0.0370%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び別途積立金

95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 14 年 7 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 7 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拋出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金支給規程（内規）に基づく支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入手数料」、「その他受入手数料」、「その他役務取引等収益」であります。このうち受入手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
13. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 835 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 152 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 671 百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	470 百万円
危険債権額	637 百万円
三月以上延滞債権額	9 百万円
貸出条件緩和債権額	126 百万円
合計額	1,243 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 51 百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日銀歳入代理店、公金収納代理店、借入金等の取引の担保として、有価証券 25 百万円及び定期預金 2,502 百万円を差し入れております。担保資産に対応する債務は、借入金 775 百万円です。

20. 出資 1 口当たりの純資産額 575 円 76 銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸付事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、業務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 部会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会及び常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスクの管理方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余資運用基準及び当面の運用方針に基づき行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会、常勤理事会及び ALM 部会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「預金積金」の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 240 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）で 1,673 百万円です。なお、当金庫では計測モデルが算出する VaR と実際の損失を比較するバックテスト（保有期間 1 日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年）を実施しており、計測手法の有効性を確認しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注 1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊ 1）	9,422	9,226	△ 196
(2) 商品有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
(3) 有価証券	21,457	21,376	△ 81
満期保有目的の債券	300	218	△ 81
その他有価証券	21,157	21,157	—
(4) 貸出金（＊ 1）	28,309	—	—
貸倒引当金（＊ 2）	△ 835	—	—
	27,474	27,872	397
金融資産計	58,354	58,474	119
(1) 預金積金（＊ 1）	57,257	57,043	△ 214
(2) 借入金（＊ 1）	775	571	△ 203
金融負債計	58,032	57,614	△ 417

（＊ 1）貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊ 2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（SWAP 等）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 商品有価証券

商品有価証券は保有しておりません。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 23. から 25. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（SWAP 等）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（SWAP 等）を用いております。

(2) 借入金

借入金は、固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（SWAP 等）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊ 1）	2
その他の証券（＊ 2）	－
合 計	2

（＊ 1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊ 2）その他の証券については保有していません。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	300	218	△ 81
合 計		300	218	△ 81

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	49	37	12
	債 券	275	264	11
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	275	264	11
	外国証券	—	—	—
	その他	333	304	29
	小 計	659	605	53
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	16,501	19,084	△ 2,583
	国 債	1,979	2,519	△ 539
	地方債	1,296	1,503	△ 206
	社 債	13,224	15,060	△ 1,836
	外国証券	3,340	4,040	△ 699
	その他	656	843	△ 186
	小 計	20,498	23,968	△ 3,469
合 計		21,157	24,574	△ 3,416

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	135	28	—
債 券	901	2	—
国 債	100	1	—
地方債	—	—	—
社 債	801	0	6
外国証券	350	10	9
その他	154	0	0
合 計	1,541	42	15

25. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50% 以上下落したものを基準としております。

なお、下落率が 30%以上 50%未満の場合は時価の回復可能性の判断基準を明確に定め処理しております。

26. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,335 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,761 百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	196 百万円
減価償却費	5 百万円
退職給付引当金	50 百万円
役員退職慰労引当金	13 百万円
有価証券減損損失	42 百万円
資産除去債務	10 百万円
繰越欠損金	117 百万円（注1）
その他	8 百万円
繰延税金資産小計	445 百万円
評価性引当額	△ 436 百万円
繰延税金資産合計	8 百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用	5 百万円
繰延税金負債合計	5 百万円
繰延税金資産の純額	2 百万円

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和8年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）	合計 （百万円）
税務上の繰越 欠損金（※1）	—	—	—	—	—	117	117
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 117	△ 117
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28. 収益認識基準に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産などと区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	— 百万円
顧客との契約から生じた債権	0 百万円
契約負債	— 百万円

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	1,001,718	851,319
資 金 運 用 収 益	683,105	759,470
貸 出 金 利 息	380,293	418,024
預 け 金 利 息	31,680	43,130
有価証券利息配当金	263,436	289,577
その他の受入利息	7,693	8,737
役 務 取 引 等 収 益	37,226	37,557
受 入 為 替 手 数 料	13,699	13,765
その他の役務収益	23,526	23,792
そ の 他 業 務 収 益	57,015	24,971
国債等債券売却益	49,424	13,384
その他の業務収益	7,590	11,586
そ の 他 経 常 収 益	224,371	29,320
貸倒引当金戻入益	194,779	—
株式等売却益	28,644	28,693
その他の経常収益	947	627
経 常 費 用	1,435,408	817,273
資 金 調 達 費 用	45,897	119,012
預 金 利 息	43,263	115,767
給付補填備金繰入額	316	1,025
借 用 金 利 息	1,646	1,701
その他の支払利息	670	518
役 務 取 引 等 費 用	40,001	37,334
支 払 為 替 手 数 料	10,685	10,435
その他の役務費用	29,315	26,898
そ の 他 業 務 費 用	720,159	15,591
国債等債券売却損	63,223	15,573
国債等債券償還損	543,557	—
国債等債券償却	113,376	—
その他の業務費用	1	18
経 費	626,323	632,214
人 件 費	340,803	343,187
物 件 費	254,047	255,935
税 金	31,473	33,091
そ の 他 経 常 費 用	3,025	13,120
貸倒引当金繰入額	—	11,201
その他の経常費用	3,025	1,918
経 常 利 益	△433,689	34,045
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	497	0
固 定 資 産 処 分 損	497	0
税 引 前 当 期 純 利 益	△434,187	34,045
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,764	625
法 人 税 等 調 整 額	568	5,704
当 期 純 利 益	△438,520	27,716
繰越金(当期首残高)	53,287	48,204
当 期 未 処 分 剰 余 金	△385,232	75,921

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たり当期純損失金額8円84銭

3.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は37,557千円があります。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	△385,232,479	75,921,378
積 立 金 取 崩 額	440,000,000	—
計	54,767,521	75,921,378
剰 余 金 処 分 額	6,562,624	54,660,105
利 益 準 備 金	310,000	△35,150
普通出資に対する配当金	6,252,624	4,695,255
特 別 積 立 金	—	50,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	48,204,897	21,261,273

会計監査人による監査

2026年6月19日開催の第78期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、河村公認会計士事務所 公認会計士 河村 拓栄氏の監査を受けております。

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年 6月19日

石 動 信 用 金 庫

理 事 長 廣 岡 隆

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による回 収見込額(c)	貸 倒 引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	498	498	88	409	100.00	100.00
	2025年度	470	470	108	362	100.00	100.00
危 険 債 権	2024年度	723	723	305	418	100.00	100.00
	2025年度	637	637	238	399	100.00	100.00
要 管 理 債 権	2024年度	141	135	85	49	95.03	87.50
	2025年度	135	128	80	48	94.81	87.27
	三 月 以 上 延 滞 債 権	2024年度	9	9	0	100.00	0.00
		2025年度	9	9	0	100.00	0.00
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	2024年度	132	125	76	94.69	87.50
		2025年度	126	119	71	94.44	87.27
小 計 (A)	2024年度	1,364	1,356	478	877	99.41	98.98
	2025年度	1,243	1,235	426	809	99.35	99.02
正 常 債 権 (B)	2024年度	26,525					
	2025年度	27,224					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2024年度	27,890					
	2025年度	28,467					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本の充実状況

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の2026年3月期における自己資本額は5,283百万円となっております。このうち、出資金は地域のお客様から調達したものです。その他特別積立金等は、内部留保によりこれまで当金庫が積み立ててきたものです。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の2026年3月期の自己資本比率は、16.19%となっており、国内金融機関の健全性の基準とされています4%を大きく上回っております。当金庫では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実をしてきており、経営の健全性・安全性については、十分な水準を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「リスク管理の基本方針」、「信用リスクの管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制としています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入するとともに厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスク計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

信用リスクの管理の状況につきましては、半期（上期・下期）毎に本部は各営業店長と「前半期の管理状況と当半期の管理方針」についてヒアリングを実施し、本部・営業店一体となった取組みを行っております。また、その結果について理事長に報告するとともに常勤理事会に報告する体制とし、必要に応じて理事会に報告する体制としております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減できる手法のことをいいます。

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資産用途、返済財源、財務内容、事業内容、経

営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金、有価証券等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う保証には外部格付が「A A -」である一般社団法人しんきん保証基金等の民間保証等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、お客様の資金ニーズに応えることを一義とし、そのうえで可能な限り業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないよう努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引などがあります。

当金庫は、派生商品取引をいたしておりません。また、長期決済期間取引もいたしておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることです。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の所有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されます。

当金庫は、投資家として有価証券投資の一環として取り扱っております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関の格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。

当該証券投資における信用リスク・アセットの額の算出にあたっては、標準的手法を採用しております。また、リスク・ウエイトの判定にあたっては、前記3の「信用リスクに関する項目」の(2)「リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関」と同じです。

当該証券投資の取引にあたっては、「有価証券運用基準」、「有価証券の当面の運用方針」に基づき適正に運用・管理を行っております。また、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の時価会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクとは、管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害時の外生的事象から生じる損失を受けるリスクのことをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めます。

事務リスク管理については、「事務リスクの管理方針」に基づき、本部・営業店が一体として、各種「事務取扱規程」の遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスクの管理方針」に基づき、「オンラインシステム障害時の事務取扱要領」、「防犯災害緊急時対策要領」等により安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情・相談に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出は、標準的手法を採用しております。一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、ALM部会等において定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会ならびに理事会に対し報告する体制としております。

(2) BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、及び金融商品要素（FC）の3つを合計してBI（事業規模指標）を算出しております。

(3) ILMの算出方法

自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に「1」を用いる方法を採用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

有価証券のリスク管理については、「市場リスクの管理方針」に基づき、また、運用に当たっては、「有価証券運用基準」、「有価証券の当面の運用方針」により行っております。

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況について、定期的に常勤理事会や理事会に報告し適切なリスク管理に努めております。

非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「有価証券の当面の運用方針」、「有価証券運用基準」などに基いた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の時価会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を見るものです。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、「リスク管理の基本方針」、「市場リスクの管理方針」に基づき、適切なリスクの管理に努めるとともに、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM部会で協議検討するとともに、その結果について経営陣に報告を行うなど、資産・負債の最適化に努めております。

10. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,191	5,214
うち、出資金及び資本剰余金の額	156	156
うち、利益剰余金の額	5,041	5,062
うち、外部流出予定額 (△)	6	4
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	54	75
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	54	75
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,245	5,289
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	5	3
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	3
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	8	2
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13	6
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,232	5,283
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	31,830	31,253
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,384	1,374
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	33,214	32,627
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.75%	16.19%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

		2024年度		2025年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計		31,830	1,273	31,253	1,250
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		31,557	1,262	31,052	1,242
	現金	-	-	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	102	4	102	4
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	98	3	64	2
	地方三公社向け	19	0	18	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,738	109	2,628	105
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100	4	100	4
	カバード・ボンド向け	-	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	11,658	466	12,434	497
	特定貸付債権向け				
	中小企業等向け及び個人向け				
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,345	53	1,128	45
	トランザクター向け	72	2	76	3
	抵当権付住宅ローン				
	不動産取得等事業向け				
	不動産関連向け	11,141	445	10,288	411
	自己居住用不動産等向け	793	31	761	30
	賃貸用不動産向け	4,836	193	5,831	233
	事業用不動産関連向け	5,512	220	3,695	147
	その他不動産関連向け	-	-	-	-
	ADC 向け	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-
	三月以上延滞等				
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	441	17	387	15
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	12	0	28	1
	取立未済手形	2	0	0	0
	信用保証協会等による保証付	213	8	216	8
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
	出資金				
	出資等のエクスポージャー				
	重要な出資のエクスポージャー				
	株式等	661	26	503	20
	上記以外	3,119	124	3,249	129
	重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	1,774	70	1,773	70
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	431	17	461	18
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー				
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
	上記以外のエクスポージャー	-	-	-	-
②証券化エクスポージャー		-	-	-	-
証券化	STC 要件適用分	-	-	-	-
	非 STC 要件適用分				
	短期 STC 要件適用分	-	-	-	-
	不良債権証券化適用分	-	-	-	-
	STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-

再証券化	-	-	-	-
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	272	10	200	8
ルック・スルー方式	272	10	200	8
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250％）	-	-	-	-
蓋然性方式（400％）	-	-	-	-
フォールバック方式（1250％）	-	-	-	-
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,384	55	1,374	54
BI				
BIC				
ハ、単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	33,214	1,328	32,627	1,305

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4％

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ以 外のオフ・ balan ス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	地域区分 業種区分 期間区分	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
国 内	59,556	60,265	27,060	27,707	20,198	20,286	－	－	135	145
国 外	4,265	3,640	－	－	4,265	3,640	－	－	－	－
地 域 別 合 計	63,821	63,905	27,060	27,707	24,463	23,926	－	－	135	145
製 造 業	5,638	6,113	1,686	1,813	3,952	4,300	－	－	21	39
農 業、 林 業	66	70	66	70	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	57	62	57	62	－	－	－	－	－	－
建 設 業	1,419	1,366	1,202	1,167	217	199	－	－	65	57
電気・ガス・熱供給・水道業	2,599	2,776	497	473	2,102	2,303	－	－	1	1
情 報 通 信 業	451	421	92	84	311	312	－	－	－	－
運輸業、郵便業	1,952	2,272	508	564	1,444	1,708	－	－	－	－
卸売業、小売業	2,667	3,091	1,648	2,090	1,019	1,001	－	－	14	14
金融業、保険業	16,258	15,041	643	632	6,108	5,258	－	－	－	－
不 動 産 業	11,462	10,668	7,615	7,725	3,847	2,943	－	－	26	26
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	5	5	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	87	73	87	73	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	206	289	206	289	－	－	－	－	1	2
生活関連サービス業、娯楽業	425	251	425	251	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、 福 祉	1,511	1,472	1,511	1,472	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	1,495	1,836	1,329	1,670	166	166	－	－	－	－
国・地方公共団体等	8,339	8,535	2,305	2,114	5,293	5,732	－	－	－	－
個 人	7,175	7,147	7,175	7,147	－	－	－	－	4	4
そ の 他	2,006	2,410	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計	63,821	63,905	27,060	27,707	24,463	23,926	－	－	135	145
1 年 以 下	19,246	14,173	12,200	9,527	749	645	－	－		
1 年超 3 年以下	9,194	9,745	5,465	4,983	1,629	1,862	－	－		
3 年超 5 年以下	7,375	7,246	3,257	4,837	3,288	2,318	－	－		
5 年超 7 年以下	5,373	3,134	3,062	1,386	2,311	1,748	－	－		
7 年超 10 年以下	4,931	6,472	1,660	2,115	3,271	4,357	－	－		
1 0 年 超	13,346	13,885	693	679	12,053	12,506	－	－		
期間の定めのないもの	4,356	9,250	723	4,180	1,162	490	－	－		
残存期間別合計	63,821	63,905	27,060	27,707	24,463	23,926	－	－		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	2024年度	118	54	－	118	54
	2025年度	54	75	－	54	75
個別貸倒引当金	2024年度	958	828	0	958	828
	2025年度	828	759	58	770	759
合 計	2024年度	1,077	882	0	1,077	882
	2025年度	882	835	58	824	835

貸出金償却の額

(単位：千円)

	2024 年度	2025 年度
貸 出 金 償 却	－	－

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

業 種	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期 首 残 高		当期増加額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	191	187	187	181	－	－	191	187	187	181	－	－
農 業、 林 業	278	157	157	45	－	52	278	157	157	45	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	177	175	175	175	－	－	177	175	175	175	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	6	7	7	0	－	6	6	7	7	0	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	165	159	159	202	－	－	165	159	159	202	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	69	79	79	79	－	－	69	79	79	79	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	3	3	3	3	－	－	3	3	3	3	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	6	0	0	0	－	－	6	0	0	0	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	19	18	18	23	－	－	19	18	18	23	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	41	38	38	48	0	－	41	38	38	48	－	－
合 計	958	828	828	759	0	58	958	828	828	759	－	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	355		355			0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,299		3,299			0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	205		205		102	50%
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	3,925	4	3,925			0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け	910		910		98	11%
地方三公社向け	100		99		19	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,694		13,694		2,738	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	502		502		100	20%
カバード・ボンド向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	17,871	3,543	17,320	446	11,658	66%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,751	6,068	2,557	334	1,345	47%
トランザクター向け		4,940		254	72	28%
不動産関連向け	14,336		14,241		11,141	78%
自己居住用不動産等向け	2,817		2,800		793	29%
賃貸用不動産向け	6,008		5,949		4,836	81%
事業用不動産関連向け	5,511		5,490		5,512	101%
その他不動産関連向け						
A D C 向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	394	1	382	0	441	115%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	35		35		12	36%
取立未済手形	10		10		2	20%
信用保証協会等による保証付	2,136	2	2,136	0	213	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	661		661		661	100%
合計					28,437	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
現金	270		270			0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,437		3,437			0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	204		204		102	50%
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	3,621	4	3,621			0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け	573		573		64	11%
地方三公社向け	95		94		18	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,141		13,141		2,628	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	502		502		100	20%
カバード・ボンド向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	19,164	3,526	18,595	446	12,434	65%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,709	5,946	2,540	313	1,128	40%
トランザクター向け		5,097		264	76	29%
不動産関連向け	14,477		14,372		10,288	72%
自己居住用不動産等向け	2,717		2,702		761	28%
賃貸用不動産向け	6,701		6,631		5,831	88%
事業用不動産関連向け	5,058		5,038		3,695	73%
その他不動産関連向け						
A D C 向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	366	32	364	3	387	105%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	49		49		28	57%
取立未済手形	4		4		0	20%
信用保証協会等による保証付	2,162	1	2,162	0	216	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	388		388		503	130%
合計					27,802	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとと並びにリスク・ウェイトの区分
ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	355															
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	3,299															
外国の中央政府及 び中央銀行向け													205			
国際決済銀行等向 け																
我が国の地方公共 団体向け	3,925															
外国の中央政府等 以外の公共部門向 け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融 機構向け																
我が国の政府関係 機関向け		832		78												
地方三公社向け				99												
金融機関、第一種 金融商品取引業者 及び保険会社向け				13,694												
第一種金融商品 取引業者及び保 険会社向け				502												
カバード・ボンド 向け																
法人等向け（特定 貸付債権向けを含 む。）													10,057			
特定貸付債権向 け																
中堅中小企業等向 け及び個人向け												254				
トランザクター 向け												254				
不動産関連向け				281	227	721				417		715	222		1,073	
自己居住用不動 産等向け				281	227	382				417			222			
賃貸用不動産向 け						339						715			1,073	
事業用不動産関 連向け																
その他不動産関 連向け																
A D C 向け																
劣後債権及びその 他資本性証券等																
延滞等向け（自己 居住用不動産等向 けを除く。）													118			
自己居住用不動産 等向けエクスポ ージャーに係る延滞																
取立未済手形				10												
信用保証協会等 による保証付		2,136														
株式会社地域経済 活性化支援機構等 による保証付																
株式等																
合計	7,580	2,969		14,163	227	721				417		970	10,603		1,073	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金																355
我が国の中央政府及び中央銀行向け																3,299
外国の中央政府及び中央銀行向け																205
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																3,925
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																910
地方三公社向け																99
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																13,694
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																502
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				6,892			816									17,766
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		1,906					730									2,892
トランザクター向け																254
不動産関連向け	1,712	814			52		3,395	3,007	1,598							14,241
自己居住用不動産等向け	1,269	0														2,800
賃貸用不動産向け		814						3,007								5,949
事業用不動産関連向け	443				52		3,395		1,598							5,490
その他不動産関連向け																
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							19					244				382
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							35									35
取立未済手形																10
信用保証協会等による保証付																2,136
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等							661									661
合計	1,712	2,721		6,892	52		5,660	3,007	1,598			244				60,617

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2025年度															
現金	270															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,437															
外国の中央政府及び中央銀行向け													204			
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	3,621															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け		498		75												
地方三公社向け				94												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				13,141												
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				502												
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				3,483									6,467			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け				1,899								92				
トランザクター向け				172								92				
不動産関連向け		35		3,305	30	471		164		170		427	1,011		704	
自己居住用不動産等向け		35		1,900	30	172				170			121			
賃貸用不動産向け						298		164				427			704	
事業用不動産関連向け				1,405									890			
その他不動産関連向け																
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）				3									148			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		13		11												
取立未済手形				4												
信用保証協会等による保証付		2,162														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	7,328	2,709		22,018	30	471		164		170		520	7,832		704	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2025年度															
現金																270
我が国の中央政府及び中央銀行向け																3,437
外国の中央政府及び中央銀行向け																204
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																3,621
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																573
地方三公社向け																94
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																13,141
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																502
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		201		5,882			1,720				1,305					19,061
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		620					241									2,853
トランザクター向け																264
不動産関連向け	455	943			93			3,951	2,164		299	142				14,372
自己居住用不動産等向け	270	0														2,702
賃貸用不動産向け		943						3,951				142				6,631
事業用不動産関連向け	184				93				2,164		299					5,038
その他不動産関連向け																
A D C向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							21					194				367
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							24									49
取立未済手形																4
信用保証協会等による保証付																2,162
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等											388					388
合計	455	1,765		5,882	93		2,008	3,951	2,164		1,993	336				60,601

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

2024 年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	28,601	2,044	10	28,789
40%～70%	13,227	3,237	10	13,265
75%	1,529	865	11	1,432
80%				
85%	6,981	3,134	13	6,869
90%～100%	5,463	337	10	5,413
105%～130%	4,633			4,605
150%	251	0	10	240
250%				
400%				
1250%				
その他				
合計	60,690	9,620	11	60,617

(単位:百万円、%)

2025 年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	32,541	2,034	10.000	32,723
40%～70%	9,606	3,407	10.000	9,683
75%	1,880	609	10.760	1,765
80%				
85%	5,992	2,876	14.409	5,882
90%～100%	2,141	582	10.000	2,102
105%～130%	8,148		0.000	8,108
150%	356	0	9.999	336
250%				
400%				
1250%				
その他				
合計	60,667	9,511	11.382	60,601

(注) 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
ポートフォリオ	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	853	848	5,558	5,790	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 出資等又は様式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	5 8 2	5 8 2	3 8 6	3 8 6
非 上 場 株 式 等	3 3 5	3 3 5	3 3 5	3 3 5
合 計	9 1 8	9 1 8	7 2 2	7 2 2

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等又は様式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	2 8	2 8
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	1 2	1 2

(6) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8 0 0	7 0 0
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(7) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1, 8 5 2	2, 0 7 5	4 6	4 1
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1, 4 2 3	1, 5 8 0		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1, 8 5 2	2, 0 7 5	4 6	4 1
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5, 2 8 3		5, 2 3 2	

(注) 金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(8) 定性的事項

イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」 (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 当金庫では、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。） (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明 当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めています。 (3) 金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。 (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明 当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。 ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」 (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（※）及び信用金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項（※IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。） ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。 ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。 ③ 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提 流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。 ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等） 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、ΔEVEでは預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。 ⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは、使用していません。 ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は金融庁が定める保守的な前提を使用しています。 ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20％に対し、当金庫の資産・負債の構成から見て、妥当な範囲に収まっていると考えております。 (2) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項 ① 金利ショックに関する説明 ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、シナリオに基づく金利変動としています。 ② 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEと大きく異なる点） 当金庫では、債券の金利リスクをVaRにより管理しており、そのリスク量に上限ガイドラインを設定しています。 具体的には、有価証券投資のVaR（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99.0％）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や損失限度額なども設定しており、運用方針については、常に見直すことができるリスク管理体制となっております。また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去の事例や、シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見直しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算出方法を内規で定めております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	56

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」44百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った役員退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

ペイオフと当金庫の現状

2002年12月11日、第155回国会において「預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立(同年12月18日公布)し、2003年1月22日には、関係政省令が公布されたことにより、預金保険制度が改正されました。

(1) ペイオフとは

ペイオフとは、金融機関が破綻したときに、預金者に保護されるのは、預金者1人につき元本のうち1,000万円までとその利息部分となり、1,000万円を超える元本部分とその利息部分については払い戻しが保証されなくなることです。

なお、ペイオフの対象金融機関は、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、協同組織金融機関の連合会となっています。

また、ペイオフの対象となる金融商品は、定期預金、定期積金、普通預金、当座預金、別段預金、元本補てん契約のある金銭の信託（ビックなど）、金融債（ワイドなどの保護預り専用商品に限る）であります。外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義預金等は預金保険の対象とはなりません。

2005年4月からは普通預金もその対象となりペイオフ全面解禁ということになりました。決済性預金で当座預金、普通預金で利息のつかない預金は2005年4月以降も全額保護されます。

(2) 当金庫の現状

ペイオフが発動されるのは、金融機関が破綻した場合に限られます。当金庫における経営の状況は本「ディスクロージャー誌」で開示しているとおり、破綻のリスクは全くありません。

その理由は

- ① 当金庫においては、貸出資産の健全性を維持するため、外部研修への参加、財務分析システムの活用など貸出審査能力の向上を図るとともに「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき厳格に自己査定を実施し、適正な償却・引当を行うなど管理体制の強化に努めています。
- ② 不良債権は、担保・保証または貸倒引当金によって保全されており、金庫の経営に与える影響はありません。
- ③ 金融機関の健全性をはかる

自己資本比率は16.19%と、基準となる4%を大きく上回っており、健全な経営体質を維持しております。

- ④ こうした現状から每期相応の利益を確保し、自己資本を一層充実させるよう努めております。のとおりであります。

つまり、当金庫は、破綻リスクが全くないことから、預金者1人当たり1,000万円以上の預金があっても全く心配はありません。

〔その他〕

手数料一覧

◎ 為替・自動機器手数料

2023年10月2日現在

種		類		当金庫宛	他庫(行)宛
振込	電 信 扱 い	3 万円以上	1 件につき	220円	660円
		3 万円未満	1 件につき	110円	495円
	総 合 振 込	3 万円以上	1 件につき	220円	660円
		3 万円未満	1 件につき	110円	495円
	A T M 振込 (カード扱い)	3 万円以上	1 件につき	無 料	330円
		3 万円未満	1 件につき		275円
	A T M 振込 (現金扱い)	3 万円以上	1 件につき	無 料	440円
		3 万円未満	1 件につき		385円
	定額自動送金サービス に 基 づ く	3 万円以上	1 件につき	無 料	550円
		3 万円未満	1 件につき		385円
	インターネット バンキング及び ホームバンキング	3 万円以上	1 件につき	無 料	330円
		3 万円未満	1 件につき		165円
地方税振込※1	富山・石川県内宛		1 件につき	330円	
	その他 当道府県		1 件につき	660円	
給 与 振 込	総 合 振 込	3 万円以上	1 件につき	無 料	110円
		3 万円未満	1 件につき		110円
	インターネット バンキング及び ホームバンキング	3 万円以上	1 件につき	無 料	無 料
		3 万円未満	1 件につき		
但し、2 営業日前までに資金確保できない場合は振込扱いと同様の手数料を取りうけます。					
定 額 自 動 送 金 サービス		依頼書 1 枚につき年間		660円	660円
代 金 取 立 (小切手)	当金庫宛		1 通につき	無 料	
	他庫 (行) 宛		1 通につき	無 料	
	個別取立		1 通につき		1,100円
代 金 取 立 (手 形)	当金庫宛		1 通につき	無 料	
	他庫 (行) 宛		1 通につき		660円
	個別取立		1 通につき		1,100円
そ の 他	振込の組戻料		1 件につき		660円
	取立手形組戻料		1 通につき		660円
	不渡手形返却料		1 通につき		660円
	取立手形店頭提示料		1 通につき		660円

※ 1 QR コード付き及び税金の納付場所が当金庫指定の場合は無料

A T M 利用 手数料	利 用 者 利用区分		当金庫および北陸 3 県に 本店がある信用金庫のカード	北陸 3 県以外の 信用金庫のカード	全国の銀行等他金 融機関、ゆうちょ 銀行のカード
	平 日	8:45~18:00	無 料	無 料	110円
		18:00~21:00	無 料	110円	220円
	土 曜 日	9:00~14:00	無 料	無 料	※220円
		14:00~21:00	無 料	110円	220円
	日曜・祝日	9:00~21:00	無 料	110円	220円

※上記手数料には消費税が含まれています。 ※ゆうちょ銀行の出金取引については、110円です。

(注) 当金庫のカードで、他の提携金融機関の A T M を時間外や日曜・祝日等の手数料がかかる
時間帯に利用された場合、いったん口座より手数料が引き落としされますが、**即時にその手
数料を口座にキャッシュバックいたします。**

◎ でんさいネット手数料

2019 年 10 月 1 日現在

取 引 種 別	適 要	手 数 料
発 生 記 録	インターネット利用/当金庫宛	330円
	インターネット利用/他行庫宛	660円
	書面提出による利用	1,100円
譲 渡 記 録	インターネット利用/当金庫宛	220円
	インターネット利用/他行庫宛	330円
	書面提出による利用	1,100円
分 割 (譲 渡) 記 録	インターネット利用/当金庫宛	330円
	インターネット利用/他行庫宛	660円
	書面提出による利用	1,100円
開 示	通常開示(インターネット利用)	0円
	通常開示(書面提出による利用)	1,100円
	特例開示(書面提出による利用)	2,750円
残 高 証 明 書	定例発行方式	1,650円
	都度発行方式	3,630円
単 独 保 証 記 録 (譲 渡 に 随 伴 し な い 場 合)	インターネット利用	330円
	書面提出による利用	1,650円
変 更 記 録 (債 権 内 容 に か か る 場 合)	インターネット利用	330円
	書面提出による利用	1,650円
特 定 記 録 機 関 変 更 記 録		0円
支 払 等 記 録 (口 座 間 送 金 決 済 以 外)	インターネット利用	330円
	書面提出による利用	1,650円
訂 正 ・ 回 復 (支 払 不 能 通 知 の 訂 正 を 除 く)	インターネット利用	330円
	書面提出による利用	1,650円
	訂正内容が複雑な場合	都度実費
支 払 不 能 通 知 の 訂 正	インターネット利用	110円
	書面提出による利用	1,650円
支 払 不 能 通 知 の 取 消	書面提出による利用	1,650円
支 払 不 能 情 報 照 会	利用者・元利用者から	2,750円
口 座 間 送 金 決 済 委 託 手 数 料		0円
基 本 利 用 料		1,100円
	WEB-FB契約先	0円
	債務者として利用しない場合	0円
で ん さい 割 引	全部割引	0円
	一部割引	0円

※上記手数料には消費税が含まれています。

◎ 各種事務取扱手数料

2026年4月1日現在

区 分	種 類		金 額
保証小切手	自己宛小切手（発行手数料込み）	1枚につき	550円
手形貸付	借入専用手形（取扱手数料込み）	1枚につき	110円
インターネット バンキング	インターネットバンキング基本料	個人・個人事業主 月額	無料
	ホームバンキング基本料	法人・その他団体 月額	1,100円
	WEB-FB 基本料	月額	2,200円
持込手数料	総合振込依頼書・給与振込依頼書	紙明細の持込1回につき	1,100円
ANSER 通知		月額	550円
自動集金サービス	自動集金サービス基本料	月額	1,100円
デビットカード	加盟店データ管理料	月額	770円
貸金庫	大（22.0 × 27.5 × 51.0）	1個につき 年間	6,600円
	小（10.5 × 27.5 × 51.0）	1個につき 年間	3,960円
再発行	キャッシュカード・ローンカード 通帳・証書・個人IBお客様カード	再発行1回（1冊、1枚）につき	1,100円
諸 証 明 発 行	預金・融資残高証明書（相続用含）	1通につき	440円
	個人情報開示依頼書	1通につき	1,100円
	融資（可能）証明書	1通につき	11,000円
	利息支払証明書	1通につき	440円
	債務保証書	1通につき	3,300円
	諸証明書	1通につき	330円
	取引履歴検索照会（1名義あたり）	1～10枚まで	330円
		11～50枚	1,100円
		51枚以上	2,200円
	金庫証明書（印鑑証明書等）	1通につき	実費 + 330円
融 資 関 係	不動産担保取扱（新規設定）、動産担保管理手数料		22,000円
	同上（極度・追加設定・順位変更・債務者変更）		11,000円
	固定金利特約（再設定）		5,500円
	住宅ローン ※リフォームローン、無担保住宅ロ ーン含む	全額繰上償還 一部繰上償還	5百万円未満 22,000円
			10百万円未満 33,000円
			10百万円以上 44,000円
	証書貸付（上記住宅ローン除く）	全額・一部繰上償還	11,000円
	住宅ローン・証書貸付	条件変更 1件につき	11,000円
両替手数料 （金種指定払戻含む）	両替枚数	1～50枚 ※1	110円
		51～300枚	330円
		301～1,000枚	660円
		1,001枚以上 1,000枚毎に660円加算	
		※1 口座保有先無料	
大量硬貨 入金手数料	入金枚数	1～50枚	無料
		51～300枚	330円
		301～1,000枚	660円
		1,001枚以上 1,000枚毎に660円加算	
その他	摘要印字	1件につき	110円
	口座管理手数料	未利用口座1口座につき 年間	1,320円
	株式払込取扱手続	払込金額 × 2.5 ÷ 1,000 + 消費税	

※上記手数料には消費税が含まれています。

当金庫の沿革・歩み

1914年11月	無限責任「石動金物信用購買販売組合」設立
1921年 1月	無限責任「石動信用購買販売組合」に改組
1923年11月	有限責任「石動信用購買販売組合」に組織変更
1929年 2月	有限責任「石動信用組合」に組織変更
1938年11月	店舗を中央町4番25号に移転（現中央支店の位置）
1940年10月	保証責任「石動信用購買販売利用組合」に改組
1944年 2月	農業団体法に基づき信用事業を行う石動町農業会に移行
1948年 8月	産業組合法に基づき保証責任「石動信用組合」を再設立
1950年 2月	福町支店を開設
4月	中小企業等信用協同組合法に基づく「石動信用組合」に組織変更
1951年12月	信用金庫法に基づき「石動信用金庫」に組織変更
1953年12月	福町支店を現福町支店の住所地に移転
1958年12月	駅前出張所を開設
1959年 5月	駅前出張所が駅前支店となる
1964年11月	創立50周年となる
1968年11月	本店を石動町13番13号に新築移転 （駅前支店が本店となり、旧本店が中央支店となる）
1970年11月	中央支店新築
1971年 6月	営業地区拡張（金沢市、津幡町）
1972年10月	オンライン・バッチ処理開始（北陸地区信用金庫共同事務センター）
1973年 7月	2年定期預金取扱開始
1974年11月	創立60周年となる 同年12月金沢支店開設
1976年 6月	営業地区拡張（内灘町、野々市町）
8月	預金量100億円達成
10月	普通預金オンライン処理開始（信金大阪共同事務センター）
10月	全信金システム（為替・ネット取引）稼動開始
10月	石動信金グリーン会発足
1977年10月	年金友の会発足
1979年 2月	銀行との為替オンライン稼動開始
3月	貸出金100億円達成
1980年 5月	新総合オンライン稼動開始
11月	しんきんネットキャッシュサービス開始
1981年 7月	コンピュータ室増築
7月	汎用コンピュータ（バロース1700）導入
11月	福町支店新築
1982年 4月	信栄会（福町支店）発足
1983年 4月	信友会（中央支店）発足
6月	営業地区拡張（松任市）
7月	現金自動預金支払機（ATM）本店に設置
8月	週休（第2土曜日）が開始される
11月	現金自動支払機（CD）中央支店に設置
1984年 3月	現金自動支払機（CD）福町支店に設置
6月	国債窓口販売取扱開始
6月	しんきんテレホンサービス取扱開始
11月	現金自動支払機（CD）金沢支店に設置
11月	創立70周年となる 同年12月預金量200億円達成
1985年 2月	融資業務オンライン開始
3月	市場金利連動型預金（MMC）取扱開始
1986年 8月	週休（第2・第3土曜日）が拡大される
8月	土曜休業日のCD稼動開始
1987年 2月	北陸銀行とのCDオンライン地域提携開始
1987年 5月	ゲートボール大会（第1回）が開催される
6月	営業地区拡張（鶴来町）
11月	CDキャッシング取扱開始
1988年 5月	第三次総合オンライン稼動
5月	大口定期預金取扱開始
1989年 2月	完全週休2日制実施
6月	市場金利連動型定期預金（スーパーMMC）取扱開始
8月	預金量250億円達成
9月	石動しんきん経営者協議会発足
12月	CDの土曜休日稼動2時間延長

当金庫の沿革・歩み(つづき)

1990年	4月	業態間提携(MICS)稼動開始
	6月	しんきんバンクPOS取扱開始
1991年	2月	サンデーバンキング(本店)稼動開始
	3月	福町・中央支店のCD土曜休日稼動開始
	5月	本店にCD1台を増設
	11月	日本銀行との取引開始(当座預金取引)
	11月	自由金利型定期預金・M型(スーパー定期)取扱開始
	11月	預金量300億円達成
1992年	6月	貯蓄預金取扱開始
	6月	市場金利連動型定期積金(スーパー積金)取扱開始
	9月	店外ATMをユニ小矢部店に設置
	12月	日本銀行歳入代理店となる(本店営業部)
1993年	3月	為替同日決済化となる
	7月	日本銀行歳入代理店となる(福町支店)
	10月	変動金利定期預金の取扱開始
	10月	4年もの自由金利定期型定期預金の取扱開始
	12月	12月31日休業日となる
1994年	3月	日本銀行歳入代理店となる(中央支店・金沢支店)
	4月	住宅金融公庫取扱店の認可(福町支店)
	10月	流動性預金金利の完全自由化及び定期積金金利の自由化
1997年	1月	流通・信販系カード会社に対するCD、ATMによるキャッシングサービスの取扱開始
1998年	3月	信用金庫業界の情報ネットワーク「Face To Face ネット」の利用開始
	3月	ポスト第三次システムに対応したオンライン端末機への入替
	12月	貸出金200億円達成
1999年	10月	郵貯とのATM提携の開始
2000年	3月	デビットカードの取扱開始
	7月	ホームページ開設
	11月	印鑑照会システム導入
	11月	インターネットバンキング取扱開始
	11月	テレホンバンキング取扱開始
	12月	預金量400億円達成
	12月	しんきんゼロネット開始
2001年	3月	スポーツ振興くじ払戻し業務取扱開始
	4月	金庫内LANシステム導入
	4月	住宅ローン関連の長期火災保険の窓口販売開始
2002年	10月	生命保険(個人年金保険)の窓口販売を開始
2003年	5月	個人向け国債の取扱開始
	10月	リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムを公表
2004年	6月	法人インターネットバンキング取扱開始
	11月	決済用普通預金(無利息型)の取扱開始
2005年	8月	地域密着型金融推進計画(2005年度、2006年度)を公表
2007年	7月	当金庫カードホルダーのATM利用手数料をキャッシュバックにより無料とする取扱開始
	10月	北陸地区内信用金庫間のATM利用手数料無料化(トライネット)の取扱開始
2008年	11月	医療・ガン保険を発売
	12月	生体認証機能付ICキャッシュカードサービスの取扱開始
2009年	2月	しんきん傷害保険付定期積金を発売
	3月	ネット口座振替受付サービスの取扱開始
	3月	しんきん携帯電子マネーチャージサービスの取扱開始
	6月	学資・傷害保険の発売
2010年	10月	坂東眞理子氏の講演会開催
2011年	3月	ATMに視覚障害者のためのハンドセットを取付ける
	6月	「しんきん震災復興支援定期積金」を発売
	7月	「小型可搬型発電機」を設置
	11月	標準傷害保険「キッズプラン」の取扱開始
2012年	7月	北陸3県16金庫間のATMでの通帳記帳取引を開始
2013年	1月	教育カードローンの取扱開始
	2月	経営革新等支援機関の認定を受ける
	2月	でんさいネットの取扱開始
	10月	しんきんきゃっするカード500・シルバーきゃっするの取扱開始

当金庫の沿革・歩み(つづき)

2014年	2月	無担保住宅ローン、リピートプラン（無担保住宅ローン）、シニアライフプランの取扱を開始
	6月	創立100周年記念定期預金を発売
	10月	創立100周年記念定期積金と創立100周年記念「豪華客船の旅」旅行定期積金を発売
	10月	新型当座貸越を発売
	10月	創立100周年記念文化講演会を中島誠之助氏を迎えて開催
	11月	8大疾病補償付債務返済支援保険の取扱を開始
	11月	預金量500億円を達成
	11月	創立100周年となる
2015年	2月	フリーローンきゃっするの取扱を開始
	7月	空き家解体ローンの取扱を開始
	10月	しんきんの絆復興定期積金Ⅱを発売
	10月	「大型カードローン」（しんきん保証基金保証付）を発売
2016年	3月	「レディースカーライフプラン」を発売
	6月	営業地区拡張（富山県全域）
	10月	「大型カードローン」（しんきん保証基金保証付）を発売
2017年	1月	「リピートプラン（耐震リフォーム）」（しんきん保証基金保証付）を発売
	1月	「事業性評価ローン」の取扱を開始
	2月	A T Mでの通帳繰越の取扱開始（本店・ピアゴ小矢部店出張所）
	7月	「フリーローン」（しんきん保証基金保証付）を発売
2018年	2月	「雪害対策緊急融資」の取扱を開始
	10月	「後見支援預金」の取扱を開始
	10月	全銀システム稼働時間拡大（為替振込 24 時間 365 日対応）を開始
	11月	「中小企業無料経営相談会」を開催
	11月	弁護士による「遺言の日」無料面談相談会を開催
	11月	キャッシュカードによる振込一部利用制限（対象年齢引き下げ）を実施
2019年	2月	「消費税軽減税率制度等説明会」を開催
	10月	「創業・事業継続応援資金」を発売
	10月	「災害対策ローン」を発売
2020年	1月	マルチQ Rコード決済サービス「Star Pay Aplus」の提供開始
	1月	「暖冬緊急融資」を発売
	2月	預金規定等の電子化
	3月	「新型コロナウイルス緊急対策資金」の発売
	4月	「WEB完結型ローン」の取扱開始
	7月	「生活資金支援ローン」を発売
	10月	「しんきん i D e C o」の取扱開始
	11月	富山県農業近代化資金における融資機関として登録
2021年	1月	「雪害対策緊急融資」を発売
	2月	金利優遇による定住者支援の開始
	4月	富山版「プロフェッショナル・副業兼業人材確保プロジェクト」に参画し、賛同する民間人材ビジネス事業者計 15 社とビジネスマッチング契約を締結
	7月	信金中央金庫が運営する創業支援プラットフォーム「しんきん創業の扉」に参画
	10月	信金中央金庫が提供するビジネスマッチングサービス「しんきんコネクト」を導入
2022年	3月	「石動信用金庫 S D G s 宣言」を公表
	5月	富山県よろず支援拠点と連携して「よろず経営相談会」を隔月開催
	9月	「はじめての通帳 anniversary」を発売
	9月	第 1 回石動信用金庫旗争奪少年野球大会を開催
	10月	高齢者のキャッシュカード利用限度額の一部引き下げを実施
	12月	小矢部市、小矢部市商工会、東京海上日動火災保険（株）、当金庫の 4 者による「SDGs 推進に係る連携協定」を締結
	12月	「SDGs サポートローン」を発売
	12月	当金庫役職員でフードドライブを実施して小矢部市社会福祉協議会へ寄贈。
2023年	4月	「職域サポートローン」の取扱開始
	11月	本店リニューアルオープン
	12月	県内 5 金庫による共同相続センター設立及び相続 WEB 受付開始
2024年	1月	令和 6 年度能登半島地震による「地震被害に関する特別相談窓口」を設置
		「災害復旧ローン」の取扱開始
	2月	「令和 6 年能登半島地震」に係る義援金寄贈（小矢部市 500 万円、富山県 140 万円、石川県 100 万円）

当金庫の沿革・歩み(つづき)

2024年	4月	融資業務・渉外担当者の集約化の制定
	5月	通帳レスアプリの導入
	6月	「創立 110 周年記念定期預金」の発売
	6月	はじめての通帳 anniversary の利用対象者拡大
	7月	こどものみらい古本募金の開始
	8月	いすぎる年金定期の預入金額拡大
	8月	フコクしんらい終身保険「しんきんらいふ終身 FS〈無告知型〉」の取扱開始
	9月	日本赤十字献血運動に参加
	9月	第3回石動信用金庫旗争奪少年野球大会を開催
	9月	住宅ローン融資金額及び融資期間の拡充
	9月	無担保住宅ローン保証金額引き上げ
	10月	「能登半島を元気に応援 定期積金キャンペーン」の発売
	11月	でんさいライトの取扱開始
	11月	窓口受付システムの導入
2025年	1月	「能登半島復興応援定期積金」の販売
	2月	飛鳥クルーズ募集の開始
	5月	「相続専用定期預金～思い出～」取扱開始
	5月	「ゼロカーボンライフ支援融資」の取扱開始
	6月	「住宅サポートローン」の取扱開始
	6月	「住宅サポートローンワイド」の取扱開始
	8月	富山県内の信用金庫による合同企画「飛鳥クルーズ夏の舞鶴・境港」の旅
	8月	ペットボトルキャップの回収を通じた社会貢献活動を開始
	7月	SBI 生命「団体信用生命保険」の取扱開始
	9月	「金沢市中小企業者災害対策資金」の取扱開始
	9月	「金沢市災害対策資金融資」の取扱開始
	9月	㈱日本 M&A センターとの業務連携
	12月	名古屋中小企業投資育成㈱との業務連携
	12月	ハウスバード㈱との業務連携

業務の案内

預 金 名		特 色 (内 容)	お 預 け 入 入 期 間	お預け入れ 金 額 ・ 単 位	付 利 単 位
当 座 預 金		会社・商店の効率的で安全な資金管理に最適です。小切手・手形を使うための預金です。割賦代金の手形を決済する〔手形専用口座〕もあります。	自由	1 円以上	－
普 通 預 金		お出し入れが自由で、給与・年金の受取り、公共料金の支払いなど暮らしのおサイフ代わりの預金です。	自由	1 円以上	100円
決 済 用 預 金		利息のつかない普通預金です。預金保険制度により全額保護されます。	自由	1 円以上	－
総 合 口 座		普通預金に定期預金（定期積金）がセットされた預金です。1 冊の通帳で“貯める・支払う・借りる・増やす・受け取る”の 5 つの機能が 있습니다。万一、普通預金の残高が不足しましても、セットされている定期預金（定期積金）の 9 0 %、最高200万円まで自動的にご融資いたします。	お預け入れ期間、お預け入れ金額・単位、付利単位は、それぞれの預金名欄にて表示してあります。		
貯 蓄 預 金		“貯める・使う”を両用でき、しかも金利は普通預金よりお得。手軽さに有利さをプラスした預金です。お預け入最低基準残高が30万円のⅠ型と10万円のⅡ型の 2 タイプがあります。	自由	Ⅰ 型は 30万円以上 Ⅱ 型は 10万円以上	1 円
通 知 預 金		まとまったお金の短期間の運用に最適です。お引出しは 2 日前にご通知が必要です。	7 日以上	1 万円以上	1,000円
納 税 準 備 預 金		納税資金を計画的に準備していただく預金で非課税扱いです。	お引出しは 納税時	1 円以上	100円
後 見 支 援 預 金		成年後見制度をご利用のおお客様の資産を適切に管理するための預金です。家庭裁判所からの「指示書」に基づく手続きにより、被成年後見人の預金を保全します。	自由	1 円以上	100円
定 期 預 金	期日指定 定期預金	1 年複利の有利な預金です。1 年経過後は 1 か月以上前のご通知によりお引出しができます。	最長 3 年	1,000円以上 300万円未満	1 円
	変動金利 定期預金	預入日から 6 か月毎に金利が変更される時代にマッチした預金です。3 年もののに半年複利型があります。	1 年 2 年 3 年	1,000円以上	
	スーパ一 定 期	自由金利でまとまった資金の運用に最適な預金です。3 年ものの以上に半年複利型があります。	1 か月、3 か月 6 か月、1 年 2 年、3 年 4 年、5 年	1,000万円以上	
	大 口 定期預金	自由金利の最も有利な預金です。大口の余裕資金が有利に運用できます。			1 円
定 期 積 金		住宅の新築・増改築資金、結婚資金、旅行資金、消費税納税資金などを計画的に準備する預金です。	1 年～ 5 年	1,000円以上	1 円
財 形 預 金		勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料、ボーナスからの天引き積立てですからムリなく貯められます。			
財形年金 預 金		将来の年金資金を貯める預金です。 (注) 元金550万円までお利息が非課税となります。	5 年以上	1,000円以上	1 円
財形住宅 預 金		住宅取得資金を貯める預金です。	5 年以上		
一般財形 預 金		貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、財形持家・進学融資の特典が受けられます。	1 年以上		

☆自動継続定期預金……一度お預けになると、満期日に自動的に継続される定期預金です。

お利息は元金に加算される元金式とご指定の口座に振込まれる利払式の 2 種類があります。

☆定期預金・定期積金を総合口座にセットされれば、イザというときでも自動融資がご利用になれますので安心です。

◇商品利用にあたっての留意事項

*ご預金により金利が異なります。金利は窓口に提示してありますのでご確認ください。

*新規に口座を開設する場合、ご本人確認として「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」による居住地国の確認、「外国口座税務コンプライアンス法」による米国籍の確認、「犯罪による収益の移転に関する法律」に基づき外国 P E P S の確認をさせていただきますので、運転免許証・個人番号カード等の公的本人確認書類が必要となります。

業務の案内（つづき）

- ◎ 地域の中小企業を対象に、商業手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越など、事業資金の融資を行っています。
- ◎ 地元に住居あるいは勤務されている皆様に、住宅ローンを始めとする各種の個人ローンをご用意しております。ライフサイクルに合わせてご利用ください。
- ◎ 富山県、小矢部市、富山県信用保証協会、石川県、金沢市、石川県信用保証協会が実施している、各種の制度融資を取扱っています。小口の事業資金や住宅の新築などに、低利の資金をご利用いただけます。
- ◎ 信金中央金庫・(株)日本政策金融公庫などの代理店に指定されており、これらの機関の資金がご利用いただけます。

資金使途に応じて窓口にご相談ください。

融 資 名	資金のお使いみち	ご返済期間	ご融資額
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・増改築、マンションの購入にご利用ください。	50年以内	20,000万円以内
個 人 ロ ー ン	つかいみち自由なローンです。	10年以内	500万円以内
フ リ ー ロ ー ン			
フ リ ー ロ ー ン き ゃ っ す る			
フ リ ー ロ ー ン ア シ ス ト	つかいみち自由なローンです。	7年以内	300万円以内
無 担 保 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・増改築、マンションの購入にご利用ください。	20年以内	2,000万円以内
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン	職域契約している事業者の経営者や従業員の方が自動車・教育・住宅関連資金でご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
マ イ カ ー ロ ー ン	車の購入や車検費用にご利用ください。	15年以内	1,000万円以内
教 育 ロ ー ン	教育資金にお役立てください。	16年以内	1,000万円以内
教 育 カ ー ド ロ ー ン	教育資金にお役立てください。	5年以内	50万円以上 500万円以内
カ ー ド ロ ー ン	カード1枚でいつでもキャッシュサービスが受けられる大変便利なローンです。		10万円以上 300万円以内
き ゃ っ す る カ ー ド ロ ー ン	カード1枚でいつでもキャッシュサービスが受けられる大変便利なローンです。		50万円～500万円 までの10万円刻 みによる46種類
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業者向けのお手軽ローンです。		100万円以上 2,000万円以内
事 業 性 評 価 ロ ー ン	事業性評価が可能な事業者で「経営者保証に関するガイドライン」に従って無担保、無保証で行うローンです。	7年以内	2,000万円以内
創 業 ・ 事 業 継 続 応 援 資 金	創業、新事業立上、経営改善、事業再生並びに事業承継を応援する資金です。	7年以内	500万円以内

*商品利用にあたっての留意事項

上記のようにお客様のニーズにあった商品を取り揃えております。金融機関の商品には変動金利のように、お客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とすることによる融資には融資利息のほかに保証料が必要など、お申し込みの際にはサービスの内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選びください。

業務の案内（つづき）

サービス名	内 容 ・ 特 色
キャッシュカードサービス (しんきんネットワーク)	当金庫の本支店及び全国どの信用金庫でもキャッシュカードを使って現金のご入金及びお引出しができます。
(全国キャッシュサービス)	全国の銀行・ゆうちょ銀行・信用組合・労働金庫・農協の本支店でもATMをご利用になれます。
当金庫でのご利用時間	平日 午前8時45分～午後9時 土曜・日曜 午前9時～午後9時 祝祭日 午前9時～午後9時
デビットカード	商店や百貨店・スーパー・コンビニ等で買物したり、ガソリンスタンドで給油をする際、現金の代わりに、当金庫のキャッシュカードで商品の代金支払いができる利便性の高いサービスです。
キャッシング	不意に現金が入り用のとき、カードローン・VISA・JCBカードなど銀行系クレジットカード及び流通・信販系カードがあれば、ATMで現金を引き出せます。
自動支払い	一度手続きをするだけで、公共料金、家賃、授業料、各種クレジット料金などが、ご指定の口座から自動的に支払えます。
自動受取り	厚生年金、国民年金、共済年金などが、お受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。お利息はその日からつきます。
給与振込み	給料、ボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。給料日が出張や休暇と重なった場合でも、全国の「しんきんキャッシュサービス・コーナー」でお引出しができます。
送金・振込み	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定の預金口座へ迅速にお振込みができます。
定額自動送金サービス	一度手続きをするだけで、ご指定の口座から自動的に送金できます。
公金代理収納	所得税、法人税、事業税、住民税、固定資産税、交通反則金、その他国や県及び市の公金の払込ができます。
VISA、JCB、セゾン・アメリカン・エクスプレスカード	ショッピング、食事、レジャーもサイン一つでお楽しみになれます。お支払は後日ご指定の預金口座から。
貸金庫	大切な預金証書、株券、権利書、貴金属などを金庫室で安全に保管し、盗難・災害などの不慮の事故からお守りします。
国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債、個人向け国債を取扱っております。
保険の窓口販売	がん・医療・傷害・学資・終身保険・介護保険・住宅ローン専用火災保険を取扱っております。
抵当証券	しんきん抵当証券欄を通じて取扱っております。
情報サービス	地域の産業、特産品、地域振興、観光、イベント等に関する全国の情報をお届けしております。
インターネット及びテレホンバンキングサービス	残高照会・入出金明細照会・取引履歴照会・資金移動取引・定期預金取引・Eメール通知サービスがお手持ちのスマートフォンやパソコンでどこからでもご利用になれます。
でんさいネット	手形・振込に代わり電子記録債権として全国ネットワークで決済できます。
でんさいライト	インターネットバンキングの契約がなくても、でんさいをより手軽・簡単に利用できるサービスです。(1件当たりの支払上限額は100万円)
信託業務	しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を信金中央金庫との信託契約代理店委託契約に基づき、契約締結の媒介を行います。
個人型確定拠出年金(しんきんiDeCo)	老後への備えのために、資産を形成する商品です。

地域社会の繁栄と活性化をめざして**○当金庫の地域経済活性化への取組みについて**

当金庫は、主要営業地域である小矢部市を中心に地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、福祉、スポーツといった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

1. 預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫の2026年3月末の預金積金残高は57,257百万円です。お客様からお預かりした大切な預金は、みなさまから信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。なお、取り扱っている商品については、当金庫ホームページ「貯める」預金商品一覧または、2026年版ディスクロージャー誌の64ページをご覧ください。

2. 貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

お客様からお預入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。

中小企業に対しては、設備資金に3,808百万円、運転資金に15,202百万円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅関連資金に4,530百万円、消費資金関連に1,645百万円、その他6,012百万円をご融資しております。2026年3月末の貸出金残高は28,309百万円、預金積金に占める貸出金の割合は49.44%です。

また、国及び県の伴走支援型特別保証や小矢部市の商工業振興融資、年末融資制度を取扱いしております。

3. 取引先への支援等(地域との繋がり)

当金庫は、令和6年1月能登半島地震の影響を踏まえた支援の取組みについては、昨年度と同様に事業者の資金繰り支援を喫緊の課題とし、企業先への支援融資および貸付条件の変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取組みました。また、金融面にとどまらず、専門家を通して各種補助金申請等のご支援も積極的に行っております。

4. 貸出以外の運用に関する事項

金融機関に対して、経済や産業に必要な資金を円滑に供給する金融仲介機能の持続的な発揮による貢献を促すとともに、その前提となる健全性の維持が不可欠とされる中、余資運用について安全性第一として慎重な運用に取組みました。その結果、有価証券の期末残高は前期末比1,552百万円減少して21,460百万円となりました。預け金(無利息分を除きます)の期末残高は前期末比404百万円減少して9,422百万円となりました。余資運用残高は30,882百万円です。なお、有価証券の運用については、安全性第一を心掛けております。

*余資とは有価証券、預け金等のことをいいます。

5. 2025年度決算に関する事項

当金庫は地域密着型のコンサルティング営業を推進し、物価高騰やコロナ融資、能登半島地震の影響を受けた事業先への定期ヒアリングを通じて課題解決に取組みました。また、事業承継に関するアンケート調査を実施して潜在ニーズの把握に注力したほか、各種団体主催の支援者会議や信金キャピタル株式会社の勉強会に参加し、専門知識の向上と外部連携の強化を図りました。さらには株式会社日本M&Aセンターとの業務連携を深め多様化する事業承継ニーズに取組み、今後も新たな環境に対応し、「安心と信頼」のさらなる向上に努めてまいります。

会員数:3,558人 出資金残高:156百万円 コア業務純益:29百万円 当期純利益:27百万円

自己資本比率: 16.19%

6. 地域貢献の体制

常勤役職員数: 47人 店舗数: 4店

7. 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化活動

- ・各種団体及び取引先の写真・絵画等を営業店のロビーで展示してご好評をいただいています。
- ・信栄会(福町支店)、信友会(中央支店)にて講師を招いての講演会を開催しています。

(2) 環境への取り組み

- ・暴力追放富山県民大会への出席し、反社会的勢力の排除に努めています。
- ・県内7金庫が保有するサーバー類の合同移設に関する合意協定書を取り交わしBCP(事業継続計画)対応を図っています。
- ・小矢部市、小矢部市商工会、東京海上日動火災保険(株)、当金庫の4者による「SDGs推進に係る連携協定」を締結し、地域の環境保全や環境負荷低減につながる事業への支援を行っています。

(3) 福祉活動

- ・年金友の会(会員数2026年3月末1,873名)当金庫にて年金をお受け取りになられるお客様が対象になります。旅行を年1回開催しております。
- ・消防団協力事業所に認定され、地域の消防団活動に協力しています。

(4) 地域行事への参加

- ・小矢部市企業協会・小矢部市観光協会・小矢部市商工会青年部・小矢部青年会議所・小矢部ロータリークラブに当金庫役職員が地域社会の一員として参加し、地域社会の繁栄と活性化にお手伝いしています。
- ・地元NPO法人の活動協力として石動駅前商店街等におけるイベントの際に、ボランティアスタッフとしてお手伝いさせていただいています。その他、色々なイベントのお手伝いもさせていただいています。

(5) スポーツ振興への支援

- ・寄贈した小矢部市スポーツ振興基金により、各種スポーツ教室が開催されるなど、スポーツ振興を支援しております。
- ・ゲートボール大会 自治会別対抗戦年1回開催しております。
- ・石動信金グリーン会(2026年3月末会員数53名)年3回開催しております。
- ・石動信用金庫旗争奪少年野球大会を開催しております。

(6) 寄付

- ・これまでは、機会をとらえてスポーツ振興基金への積み増し寄贈、城山公園整備に係る寄贈、社会福祉法人の清楽園、ほっとはうす千羽、溪明園、日本赤十字社、(公財)富山県暴力追放運動推進センター等に寄付しております。

(7) 義援金寄贈

- ・「令和6年 能登半島地震」に係る義援金を寄贈しました。(富山県・石川県・小矢部市)

8. 地域密着型金融の取組み

2025年度の事業計画に基づき「地域密着型金融」に係る諸施策について、役職員が一丸となり積極的に推進に取り組んでまいりました。その結果、全体的としては概ね順調な推進を図ることができました。「健全経営を堅持し、地域社会の繁栄とお客様の利益および満足のため心から奉仕する」ことを基本方針とする当金庫としては、地域の中小企業・個人事業主・生活者に対して持続性ある事業環境や安定した生活環境を提供するため、(1)地域密着型のコンサルティング営業の推進(2)働きやすい職場づくり(3)プロフェッショナルな人材の育成について取り組みました。

以下は2025年度における取り組み状況です。

(1) 地域密着型のコンサルティング営業の推進

① 事業者に対するニーズの把握と支援態勢の整備強化

定期的な訪問やヒアリングを通じて、地域事業者の経営課題やニーズを迅速に把握してまいりました。集約した課題は営業店と本部で共有し、必要に応じて外部の専門機関とも連携しながら、組織一丸となって解決を支援いたしました。

② 経営改善支援

イ. 債務者区分のランクアップ6先をランクアップ見込先を選定するとともに、経営改善支援先19先を選定しました。お取引先との共通認識のもと債務者区分のランクアップに積極的に取り組みました。その結果、ランクアップに至った経営改善先は1件ありました。引続き、外部機関等を有効に活用しながら、対象事業者と寄り添って経営改善の支援に取り組む方針です。

ロ. 要注意先以下の債権の健全化

債務者区分が、その他要注意先・要管理先、破綻懸念以下の先について、整理改善方針を作成し営業店と本部が共通認識を持ち、整理改善指導を図りました。

ハ. ビジネスマッチングへの支援

信金中央金庫が提供するビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」やしんきん地域創成ネットワーク株式会社による「無料コンサルティング」など業界ネットワークを活用して機会の提供と支援を行いました。

二. 担保・保証に過度に依存しない融資等への取り組み

事業性評価融資の取扱いについては、取引先企業が置かれている内部・外部環境と事業の特徴や成長可能性等を把握し、経営者が考える事業方針とその企業の経営課題を共有した上で必要な手段を有効に推進することを目的として実施しています。2025年度中における実績は73件、920百万円となりました。

③ 個人取引への積極的推進

令和5年4月から職域サポート契約を締結した事業所で働いている方だけ利用できるお得な「職域サポートローン」の取扱いを開始しました。個人インターネットバンキングの月額手数料の無料化やキャッシュレス決済の浸透に呼応してペイメント事業者との口座連携を拡充するなど、従来のWEB完結型ローンの利用推進を含め、若い世代を主体に取引拡大に取り組みました。2025年度中における実績は、職域サポート契約締結に至った事業所が28社となり、実行件数45件、実行金額111百万円ありました。WEB完結型ローンにおいてもマイカーローンを主体に昨年度を上回る254件の申込を受付けました。

(2) 働きやすい職場づくり

「店内情報連絡票の件数」、「グループウェア掲示板への掲示件数」、「業務改善の採用件数」を経営目標のKPIに設定して、地域やお客様の情報を共有の徹底及び業務フローの改善などを通して、役職員全員が、働きやすく、休暇の取りやすい職場づくりに取り組みました。

「店内情報連絡票の件数」は目標値492件に対し、実績458件となり、「グループウェア掲示板への掲示件数」については、目標値76件に対し103件となりました。営業活動などで得た情報を所属店舗内外で共有し、提案営業の際や取引先への情報提供などの際に役立てました。また、「業務改善の採用件数」に関しては目標値16件に対し、実績7件となりました。会議体を通じて広く職員から最善提案を募り、担当部会・主幹部署で検討し、事務手続きの見直しを図りました。

(3) プロフェッショナルな人材の育成

人材育成は事業継続の根幹をなすものであり、これまでも外部派遣研修、通信研修等を実施し能力の向上を図っております。経験年数に応じた必要な資格、通信講座を示すことで、積極的かつ適切な自己啓発を促し、職員の知識向上に取り組んでおります。

・2025年度教育訓練計画に基づき、北陸地区信用金庫協会主催の研修に36講座38名(延べ53日間)が参加しました。また、金庫内研修では外部専門家や外部機関が主催するオンラインセミナー等を活用して事業者の経営課題に対するノウハウやスキルの習得に取り組みました。

「営業店サポートのための各種勉強会に参加する人数」は目標値900人に対して、マネーローンダリング・資金テロ資金供与・拡散金融対策の研修も含め実績822人となり知識向上をはかりました。

(4) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

① 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生への取り組み

イ. 情報機能やネットワークを活用した取り組み

全国信用金庫協会、信金中央金庫からの「地域活性化情報」、「ビジネスマッチング情報」、「景気

動向調査」、「経営情報」等による情報を店頭、渉外活動を通じて積極的に取引先に提供しました。
ロ. 富山県県警と県内7信用金庫が、サイバー犯罪に対する共同対処を実施する協定を締結しております。

② 地域活性化につながる多様なサービスの提供

会員・顧客の利便性向上への取組みとして、社会的なニーズ、会員・地域住民のニーズを的確に把握し、適時適切な施策に取組み、地域の活性化と会員・地域住民の負託に応えていくこととしました。

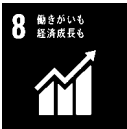
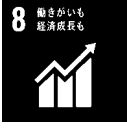
- ・ 2025年 4 月 利用者満足度向上に係るアンケート調査を実施しました。
- ・ 2025年 4 月 よろず経営相談会の開催をしました。(年6回)
- ・ 2025年 4 月 優遇金利扱い「定住者支援融資」の取扱期間を延長しました。
- ・ 2025年 4 月 米国の関税措置に関する金融特別相談窓口を設置しました。
- ・ 2025年 4 月 債務者区分ランクアップ見込先の選定をしました。
- ・ 2025年 5 月 530ごみゼロ運動を実施しました。
- ・ 2025年 5 月 第44回ごみゼロ運動「OYABEまちびかウォーク」に役職員が参加しました。
- ・ 2025年 6 月 信用金庫の日にあわせ富山県信用金庫協会の収集ボランティアとして古切手等収集品を県ボランティアセンターへ贈呈しました。
- ・ 2025年 6 月 「OYABE マルシェ 2025初夏 おやべ肉を食べよう！」に役職員が参加しました。
- ・ 2025年 8 月 ペットボトルキャップを回収しワクチン支援を開始しました。
- ・ 2025年 8 月 日本赤十字献血に役職員が参加し協力しました。
- ・ 2025年 9 月 第4回石動信用金庫旗争奪少年野球大会を開催しました。
- ・ 2025年11月 「OYABEマルシェ 2025 秋」の役職員が参加しました。
- ・ 2025年11月 中小企業診断士による「中小企業無料経営相談会」を開催しました。
- ・ 2025年11月 第38回石動信用金庫理事長杯争奪ゲートボール大会を開催しました。
- ・ 2025年12月 フードドライブを実施して小矢部市社会福祉協議会へ寄贈しました。
- ・ 2025年12月 年末資金繰り「休日金融相談窓口」を開設しました。(13日～14日)
- ・ 2025年12月 事業承継に関するアンケート調査を実施しました。
- ・ 2026年 2 月 空き家問題を解決するために勉強会を開催しました。
- ・ 2026年 2 月 名古屋中小企業投資育成㈱が提供するサービスについて勉強会を開催しました。
- ・ 2026年 3 月 信金キャピタル㈱が提供するファンドに関する勉強会を開催しました。
- ・ 2026年 3 月 年度末資金繰り「特別金融相談窓口」を開催しました。(9日～19日)

SDGs 活動の取組みについて

石動信用金庫は、1914年の創業以来、「健全経営を堅持し、地域社会の繁栄とお客様の利益及び満足のために心から奉仕する」を基本方針として事業を展開してまいりました。この方針は国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成と目的を同じくするものです。

当金庫はSDGs達成に向け、地域の課題や環境問題の解決に積極的に取り組むことにより持続可能な社会の実現に向け活動を行ってまいります。

【石動信用金庫のSDGsの重点項目と取り組み事例】

重点方針	取り組み事例
1. 地域経済の持続的発展   	・地域事業者・個人の方への円滑な資金供給 ・便益のある安全な金融商品と決済サービスの提供 ・課題解決支援への取り組み ・業界ネットワーク活用による販路拡大支援 ・補助金申請支援への取り組み
2. 地域社会の繁栄   	・小矢部市と連携した地域活性化事業への取り組み ・子育て支援への取り組み ・高齢の方や障がいのある方へのサービス向上への取り組み ・使用済み切手収集ボランティア活動 ・金融サービスの利便性向上への取り組み ・特殊詐欺対策の取り組み
3. 地球環境・地域環境の保全   	・地域の清掃活動の実施 ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・通帳レスアプリの提供 ・ペーパーレスによるコピー用紙の削減
4. 人材育成    	・信用金庫職員としての人間力とスキル向上への取り組み ・働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランス実現への取り組み ・働きがいのある職場づくりへの取り組み ・女性活躍の推進

ご利用者の満足度の向上にかかるアンケート調査の結果について

当金庫では、金融庁の「金融改革プログラム」の公表を受け、2006年6月よりご利用者の満足度の向上にかかるアンケート調査を実施し、お客様の意見を経営に反映すべく取り組んでおります。

2026年度も より一層の金融サービス向上に取り組むにあたり、地域の皆様の貴重なご意見をお伺いし、それを業務に生かすことを目的としてアンケート調査を実施させていただきました。調査は114名のお取引先にお願ひし、100%の回答をいただきました。ここに、その結果につきまして、お知らせします。

なお、いただきました貴重なアンケート調査結果は業務に反映していく所存であります。

利用者満足度の向上に係るアンケート調査集計表

(2026年4月調査実施)

アンケート項目		満足	やや満足	やや不満	不満	来店していない・訪問がない
1.	言葉づかい、挨拶はきちんとできていますか。	108	6	0	0	
2.	店内の雰囲気はいかがですか。	91	3	0	0	20
3.	来店いただいた際の待ち時間はいかがですか。	88	6	0	0	20
4.	訪問させていただいた際の時間や約束事を守っていますか。	100	9	0	0	5
5.	商品内容等の説明はいかがでしたか。	103	11	0	0	
6.	相談、ご質問について誠意をもって対応していますか。	107	7	0	0	
		当金庫で借る	他行で借る	予定無し		
7.	お客さまがお借入される場合にはどのようにお考えですか。	52	2	62		

※アンケートに回答いただいた合計 114件 回答率100%

総代会制度

(1) 総代会とは

総代会の機能について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員1人1人の意見を最大の価値として、会員・お客様自らの自己実現と経済的価値だけではなく文化的、社会的価値も重視した地域社会の実現を目的として限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした協同組織金融機関です。このことから、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数から全会員による総会の開催は事実上不可能ですので、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は当金庫の会員の中から定款に定める方法によって適正な手続きにより選任された総代により運営され、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高議決機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映される仕組みになっています。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

(2) 総代とその選任方法

総代とその選任方法

総代の任期・定数

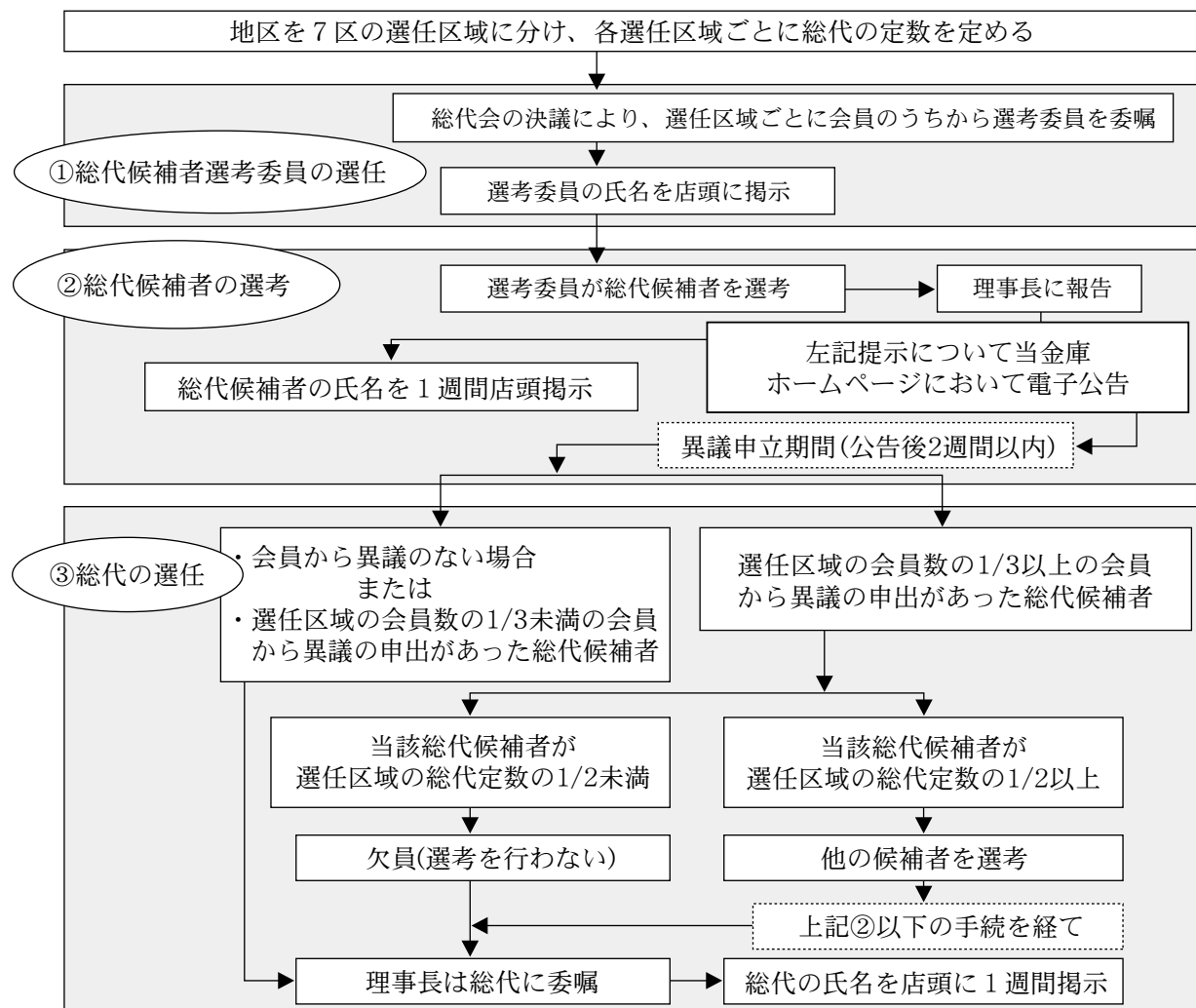
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は70人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(下記の(4)を参照)に基づき次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ② 総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③ 総代候補者を会員が信任します。(会員は異議があれば異議申立をすることができます)

(3) 総代選任の流れ



(4) 総代候補者選考基準

1. 資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で満80歳を超えない会員とする。ただし、本規程の施行後、新たに就任する総代からとする。

2. 適用要件

- ・総代として相応しい見識を有していること
- ・良識をもって正しい判断ができる人であること
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
- ・地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること
- ・行動力があり、積極的な人であること
- ・人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人であること
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること

(5) 総代の氏名等

(順不同・敬称略)

地区	選任区域	定数	氏名及び総代就任回数						
第一区	石動町、西町、観音町及び旧上越前町、中越前町、下越前町、上野本	8	坂田 治夫⑫	坂田 猛⑦	田地 耕陽⑤	谷崎 吉則④	吉竹 幹雄②	木場谷芳典①	
			島津 貴之④	吉田 甚一①					
第二区	城山町及び旧中町、上・中飯田町、下飯田鍛冶町、上新町、新町、川原町	5	松岡 宗里⑨	鷲 隆成⑨	鍋島 正⑦	荒井 利文⑥	三浦 弘至①		
第三区	西福町、東福町	7	加納千賀子①	笹本 幸市①	浅野 彰⑥	中村 吉成⑧	村上 一宏①	山田晴紀子①	
			上埜 明②						
第四区	八和町、畠中町	4	山科 陸夫⑬	萩沢 俊雄⑩	高田 成幸③	柴田 英明①			
第五区	泉町及び旧細工町、上・中・下新田町、小矢部、寄島	8	中谷 友治⑦	米永 敏弘⑦	山崎 秀成①	吉田 常良④	林 智則①	駒津 効①	
			村田 博典①	石田 大介②					
第六区	富山県内の上記第1区から第5区までを除く区域	29	上保 久光⑤	野手 弘⑩	中島 正人④	砂土居武義⑦	吉田 和雄⑩	杉谷三喜雄⑩	
			津田 隆④	早田 吉郎②	石尾 幸雄④	中嶋 秀明⑥	宮田 宗孝①	多田 哲郎②	
			前田 智嗣⑧	櫻井 幹郎③	宗田 茂⑤	白井 正樹③	西谷 清①	奥村 貴彦①	
			上山 勇①	山田 英輔①	棚田 毅②	福岡 健③	村西 孝介①	津田雄一郎②	
			片山 俊介②	柴田 昭浩①	清水 大介③				
第七区	石川県内の区域	9	谷崎 二郎⑫	杉本 誠二⑧	前田 和人⑤	山岸 宏⑧	川合 英夫⑥	中田 文人⑤	
			中谷 和浩④	砂山 広成④	石浦豊太郎③				
計7区		70名	(2026年6月19日現在の総代数は68名です。)						

※氏名の後の数字は総代への就任回数です。(2026年6月19日現在)

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人・法人代表者76.47%、個人事業主22.06%、個人1.47%
年代別	60代29.41%、70代26.47%、50代22.06%、40代16.18%、80代5.88%
業種別	建設28.36%、各種サービス26.87%、卸・小売17.91%、製造17.91%、不動産4.48%、電気・ガス・熱供給・水道1.49%、医療・福祉1.49%、運輸業1.49%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。

(6) 第78期通常総代会の報告事項及び決議事項 (2026年6月19日開催)

報告事項

第78期 業務報告、貸借対照表および損益計算書 の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分(案)承認の件

第2号議案 監事の報酬限度額改正の件

この1年の主なできごと

2025. 4. 1	金庫短期プライムレートを改正しました。
2025. 4. 1	「固定金利特約型住宅ローン」の最優遇金利取扱い期間を延長しました。
2025. 4. 1	「マイカーローン」の優遇金利扱いの取扱期間を延長しました。
2025. 4. 1	「教育カードローン」の優遇金利扱いの取扱期間を延長しました。
2025. 4. 1	「年金定期預金」及び「年金振込口座」の優遇金利扱いの取扱期間を延長しました。
2025. 4. 1	「退職金専用定期預金」の取扱期間を延長しました。
2025. 4. 1	「優遇型変動金利定期預金（メルヘンアップ）」の取扱期間を延長しました。
2025. 4. 1	優遇金利扱いの「定住者支援融資」の取扱期間を延長しました。
2025. 4. 1	「よろず経営相談会」を奇数月で開催しました。
2025. 5. 1	「相続専用定期預金く想い出」の取扱を開始しました。
2025. 5. 1	「ゼロカーボンライフ支援融資」の取扱を開始しました。
2025. 6. 2	「住宅サポートローン」の取扱を開始しました。
2025. 6. 2	「住宅サポートローンワイド」の取扱を開始しました。
2025. 6.16	「優遇金利定期預金」を発売しました。
2025. 6.17	第 77 期通常総代会を本店 3 階ホールにおいて開催しました。 ※第 77 期決算が原案どおり承認されました。
2025. 7. 1	SBI 生命「団体信用生命保険」の取扱を開始しました。
2025. 9.15	第 4 回石動信用金庫旗争奪少年野球大会を開催しました。
2025. 9.24	「金沢市中小企業者災害対策資金」の取扱を開始しました。
2025. 9.24	「金沢市災害対策資金融資」の取扱を開始しました。
2025.10. 1	定期積金増強キャンペーンを実施しました。
2025.10. 1	「優遇金利定期預金」を発売しました。
2025.10. 1	しんきん保証基金「災害復旧ローン」の取扱期間を延長しました。
2025.10. 1	令和 6 年能登半島地震被災者に対するしんきん保証「無担保住宅ローン」及び「リフォームローン」の取扱期間を延長しました。
2025.11. 4	「中小企業無料経営相談会」を開催しました。
2025.11. 5	第 38 回石動信用金庫理事長杯争奪ゲートボール大会を開催しました。
2025.12. 1	「事業承継における後継者実態調査の実施」を行いました。
2025.12.13	年末資金繰り「休日金融相談窓口」を開設しました。
2026. 2. 2	金庫短期プライムレートを改正しました。
2026. 3. 2	「給与振込口座獲得統一キャンペーン」を県内 7 信用金庫で実施しました。
2026. 3. 9	年度末資金繰り「特別金融相談窓口」を設置しました。